

# 厚生常任委員会資料

令和5年12月6日

福祉保健部

## 目次

1. 予算議案 3 - 30 ページ
  - 議案第1号 令和5年度宮崎県一般会計補正予算（第5号）
  - 議案第33号 令和5年度宮崎県一般会計補正予算（第6号）
  
2. 特別議案 31 - 55 ページ
  - (1) 議案第7号 旅館業法施行条例等の一部を改正する条例 31 ページ
  - (2) 公の施設の指定管理者の指定について 32-55 ページ
    - ① 宮崎県福祉総合センター及び県立母子・父子福祉センター（議案第13号）
    - ② 県立視覚障害者センター（議案第14号）
    - ③ 県立聴覚障害者センター（議案第15号）
    - ④ 宮崎県青少年自然の家（議案第16号）
  
3. 報告事項 56 ページ
  - 損害賠償額を定めたことについて
  
4. その他報告事項 58 - 96 ページ
  - (1) 令和5年度福祉保健部における計画の改定等の素案について 58 - 89 ページ
  - (2) 国民健康保険普通調整交付金の過大交付に伴う返還について 90 - 91 ページ
  - (3) 令和4年度宮崎県ひとり親世帯生活実態調査結果について 92 - 96 ページ

## 1 予算議案

令和5年度11月補正予算案について（総括）

議案第1号 令和5年度宮崎県一般会計補正予算（第5号）

議案第33号 令和5年度宮崎県一般会計補正予算（第6号）

○歳出予算集計表（課別）

（単位：千円）

会計名	課名	補正前の額	補正額		補正後の額
			議案第1号	議案第33号	
一般会計	福祉保健課	13,146,349	1,875	41,344	13,189,568
	指導監査・援護課	174,067	0	2,679	176,746
	医療政策課	5,183,813	6,062	298,341	5,488,216
	薬務対策課	1,532,821	0	1,523	1,534,344
	国民健康保険課	29,815,221	0	2,337	29,817,558
	長寿介護課	26,024,398	0	535,761	26,560,159
	障がい福祉課	17,858,301	5,282	351,130	18,214,713
	衛生管理課	1,953,427	0	11,566	1,964,993
	健康増進課	4,389,528	0	3,126	4,392,654
	感染症対策課	27,880,912	0	1,859	27,882,771
	こども政策課	18,502,296	0	2,055	18,504,351
	こども家庭課	6,758,703	0	24,899	6,783,602
	小計	153,219,836	13,219	1,276,620	154,509,675
特別会計	国民健康保険課 (国民健康保険特別会計)	113,499,737	0	0	113,499,737
	こども家庭課 (母子父子寡婦福祉資金特別会計)	302,067	0	0	302,067
	小計	113,801,804	0	0	113,801,804
福祉保健部合計		267,021,640	13,219	1,276,620	268,311,479

## 11月追加補正歳出予算一覧（人件費）

## 【補正の内容】

## 人事委員会勧告に基づく職員の給与改定に伴う人件費の補正

（単位：千円）

	補正前の額 （人件費）	11月補正額 （議案第33号）	補正後の額 （人件費）
福祉保健課	2,452,460	40,684	2,493,144
指導監査・援護課	132,767	2,679	135,446
医療政策課	254,839	3,657	258,496
薬務対策課	101,178	1,523	102,701
国民健康保険課	104,517	2,337	106,854
長寿介護課	172,753	3,622	176,375
障がい福祉課	1,028,907	18,361	1,047,268
衛生管理課	912,896	11,566	924,462
健康増進課	189,477	3,126	192,603
感染症対策課	198,853	1,859	200,712
こども政策課	115,626	2,055	117,681
こども家庭課	1,012,577	24,899	1,037,476
福祉保健部合計	6,676,850	116,368	6,793,218

※ この表の数値は、3ページの「11月補正歳出予算一覧（一般会計）」の内数である。



(単位：千円)

会計、科目、事項	令和5年度				令和4年度			
	補正額	財源内訳			補正前の額	補正後の額	当初予算額	最終予算額
		国庫支出金	その他特定	一般財源				
(会計) 一般会計	1,875	1,250	0	625	13,146,349	13,148,224	16,934,268	13,246,242
(款) 民生費	1,875	1,250	0	625	5,620,225	5,622,100	5,210,673	6,503,583
(項) 災害救助費	1,875	1,250	0	625	0	1,875	0	17,903
(目) 救助費	1,875	1,250	0	625	0	1,875	0	17,903
(事項) 災害救助事業費	1,875	1,250	0	625	0	1,875	0	17,903

(説明) 災害救助法を適用した災害等において、被災者の救助等に要する経費（所要見込額の増に伴う補正）

1 災害弔慰金

1,875 (国2/4 県1/4 市町村1/4)

# 災害弔慰金

11月補正

福祉保健課 1,875千円  
【財源:国庫、一般財源】

## 事業の目的

災害弔慰金の支給等に関する法律に定める自然災害により被災し、亡くなった方の遺族に対し、市町村が条例の定めるところにより弔慰金を支給する場合に、その経費の一部を負担する。

## 事業の概要

### (1) 事業内容

令和4年台風第14号により被災し、亡くなった方の遺族に対し、町が支給する災害弔慰金に要する経費について、一部を負担する。

実施主体 新富町  
弔慰金の額 2,500千円 (非生計維持者)  
負担割合 国2/4, 県1/4, 町1/4

※死亡者が弔慰金を受領する遺族の  
生計維持者の場合は5,000千円、  
非生計維持者の場合は2,500千円

### (2) 事業の仕組み



## 事業の期間

令和5年度

令和5年度 1 1 月補正（追加）

歳出予算説明資料（課別総括表）

福祉保健課

（単位：千円）

会 計	令和5年度					令和4年度		
	補正額	財 源 内 訳			補正前の額	補正後の額	当初予算額	最終予算額
		国庫支出金	その他特定	一般財源				
福祉保健課	41,344	660	0	40,684	13,148,224	13,189,568	16,934,268	13,246,242
一般会計	41,344	660	0	40,684	13,148,224	13,189,568	16,934,268	13,246,242



(単位：千円)

会計、科目、事項	令和5年度				令和4年度			
	補正額	財源内訳			補正前の額	補正後の額	当初予算額	最終予算額
		国庫支出金	その他特定	一般財源				
(会計) 一般会計	41,344	660	0	40,684	13,148,224	13,189,568	16,934,268	13,246,242
(款) 民生費	12,643	660	0	11,983	5,622,100	5,634,743	5,210,673	6,503,583
(項) 社会福祉費	7,087	660	0	6,427	1,816,778	1,823,865	1,419,138	3,130,255
(目) 社会福祉総務費	5,901	660	0	5,241	1,107,478	1,113,379	1,137,959	2,858,593
(事項) 職員費	4,171	0	0	4,171	267,755	271,926	270,715	263,032
(説明) 職員の人件費(給与改定に伴う補正)								
(事項) 生活困窮者支援事業費	1,730	660	0	1,070	49,026	50,756	100,913	108,997
(説明) 生活困窮者の自立相談支援に要する経費(国の補正予算等に伴う補正)								
④ 1 医療・福祉分野における食材料費高騰対策緊急支援事業					660	(国定額)		
(目) 社会福祉施設費	1,062	0	0	1,062	632,229	633,291	237,684	233,439
(事項) 県立施設維持管理費	1,062	0	0	1,062	490,967	492,029	96,886	92,641
(説明) 県立施設の維持管理に要する経費(給与改定に伴う補正)								
(目) 精神保健福祉費	124	0	0	124	77,071	77,195	43,495	38,223
(事項) 自殺対策費	124	0	0	124	77,071	77,195	43,495	38,223
(説明) 自殺対策に要する経費(給与改定に伴う補正)								
(項) 生活保護費	5,556	0	0	5,556	3,803,447	3,809,003	3,791,535	3,355,425

(単位：千円)

会計、科目、事項	令和5年度				令和4年度			
	補正額	財源内訳			補正前の額	補正後の額	当初予算額	最終予算額
		国庫支出金	その他特定	一般財源				
(目) 生活保護総務費	5,556	0	0	5,556	312,549	318,105	300,637	295,425
(事項) 職員費	4,761	0	0	4,761	235,315	240,076	231,835	238,615
(説明) 職員の人件費(給与改定に伴う補正)								
(事項) 生活保護諸費	221	0	0	221	8,371	8,592	8,297	7,949
(説明) 関係機関との連絡、職員の研修及び生活保護の適正実施に要する経費(給与改定に伴う補正)								
(事項) 福祉事務所活動費	574	0	0	574	56,974	57,548	48,616	39,455
(説明) 福祉事務所の活動に要する経費(給与改定に伴う補正)								
(款) 衛生費	28,701	0	0	28,701	7,526,124	7,554,825	11,723,595	6,742,659
(項) 公衆衛生費	3,833	0	0	3,833	327,884	331,717	5,328,657	315,501
(目) 公衆衛生総務費	3,714	0	0	3,714	256,493	260,207	5,270,732	251,769
(事項) 職員費	3,714	0	0	3,714	249,389	253,103	253,434	246,951
(説明) 職員の人件費(給与改定に伴う補正)								
(目) 衛生研究所費	119	0	0	119	71,391	71,510	57,925	63,732
(事項) 衛生環境研究所費	119	0	0	119	71,391	71,510	57,925	63,732
(説明) 衛生環境研究所の運営、検査研究等に要する経費(給与改定に伴う補正)								

(項)								
保健所費	23,563	0	0	23,563	1,769,653	1,793,216	1,658,482	1,696,307
(目)								
保健所費	23,563	0	0	23,563	1,769,653	1,793,216	1,658,482	1,696,307
(事項)								
職員費	23,563	0	0	23,563	1,553,994	1,577,557	1,500,392	1,519,347
(説明) 職員の人件費(給与改定に伴う補正)								
(項)								
医薬費	1,305	0	0	1,305	5,428,587	5,429,892	4,736,456	4,730,851
(目)								
医薬総務費	1,305	0	0	1,305	83,728	85,033	80,529	75,164
(事項)								
職員費	1,305	0	0	1,305	83,728	85,033	80,529	75,164
(説明) 職員の人件費(給与改定に伴う補正)								

## 新 医療・福祉分野における食材料費高騰対策緊急支援事業 11月追加補正

福祉保健課、医療政策課、長寿介護課、障がい福祉課  
471,579千円【財源:国庫(重点交付金)】

### 事業の目的

食材料費高騰の影響を受ける医療機関、社会福祉施設等に支援金を給付することで、事業者の負担軽減を図る。

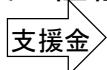
### 事業の概要

#### (1) 事業内容

食材料費や給食委託費の高騰への支援 (定額) 471,579千円

対 象 施 設	施 設 数	単 価	数 量	事 業 費
救護施設	2 施設	5千円	132人	660千円
医療機関	病院	約120 施設	16,988床	217,447千円
	有床診療所	約130 施設	2,029床	25,972千円
介護サービス事業所・施設等	施設系、短期入所	約1,050 施設	31,100人	155,500千円
	通所系、多機能系	約800 施設	800施設	40,000千円
障がい福祉サービス事業所・施設	居住系	約250 施設	4,400人	22,000千円
	通所系	約200 施設	200施設	10,000千円
合 計				471,579千円

#### (2) 事業の仕組み

県  支援金 → 医療機関、社会福祉施設等

### 事業の期間

令和5年度

令和5年度 1 1 月補正

歳出予算説明資料（課別総括表）

医療政策課

（単位：千円）

会 計	令和5年度					令和4年度		
	補正額	財 源 内 訳			補正前の額	補正後の額	当初予算額	最終予算額
		国庫支出金	その他特定	一般財源				
医療政策課	6,062	6,062	0	0	5,183,813	5,189,875	4,575,567	4,642,891
一般会計	6,062	6,062	0	0	5,183,813	5,189,875	4,575,567	4,642,891

(単位：千円)

会計、科目、事項	令和5年度				令和4年度			
	補正額	財源内訳			補正前の額	補正後の額	当初予算額	最終予算額
		国庫支出金	その他特定	一般財源				
(会計) 一般会計	6,062	6,062	0	0	5,183,813	5,189,875	4,575,567	4,642,891
(款) 衛生費	6,062	6,062	0	0	4,002,373	4,008,435	3,530,506	3,674,282
(項) 医薬費	6,062	6,062	0	0	4,002,373	4,008,435	3,530,506	3,674,282
(目) 医務費	6,062	6,062	0	0	3,749,730	3,755,792	3,281,889	3,426,299
(事項) 地域医療推進費	6,062	6,062	0	0	1,079,626	1,085,688	332,307	1,015,412
(説明) 地域医療の推進に要する経費(国庫補助決定に伴う補正)								
1 医療提供体制整備事業					6,062 (国1/3 事業主体2/3)			

## 医療提供体制整備事業

11月補正

医療政策課 6,062千円  
【財源:国庫】

### 事業の目的

地球温暖化対策に資する病院等の整備を支援することにより、病院等における地球温暖化対策の取組を推進する。

### 事業の概要

#### (1) 事業内容

地球温暖化対策に資する整備に必要な工事費等に対する補助を行う。(補助率:1/3)

対象医療機関 : 吉見病院(都城市)

補助対象 : 高効率熱源機器(熱源機器及び熱源を建物内に供給するシステム)

補助額 : 6,062千円

(総事業費:約1億9,000万 事業期間:令和5年12月頃着工~令和7年3月竣工)

#### (2) 事業の仕組み

県  医療機関

### 事業の期間

令和5年度

令和5年度 11月補正（追加）

歳出予算説明資料（課別総括表） 医療政策課

（単位：千円）

会 計	令和5年度					令和4年度		
	補正額	財 源 内 訳			補正前の額	補正後の額	当初予算額	最終予算額
		国庫支出金	その他特定	一般財源				
医療政策課	298,341	294,684	0	3,657	5,189,875	5,488,216	4,575,567	4,642,891
一般会計	298,341	294,684	0	3,657	5,189,875	5,488,216	4,575,567	4,642,891



(単位：千円)

会計、科目、事項	令和5年度				令和4年度			
	補正額	財源内訳			補正前の額	補正後の額	当初予算額	最終予算額
		国庫支出金	その他特定	一般財源				
(会計) 一般会計	298,341	294,684	0	3,657	5,189,875	5,488,216	4,575,567	4,642,891
(款) 衛生費	298,341	294,684	0	3,657	4,008,435	4,306,776	3,530,506	3,674,282
(項) 医薬費	298,341	294,684	0	3,657	4,008,435	4,306,776	3,530,506	3,674,282
(目) 医薬総務費	3,518	0	0	3,518	252,643	256,161	248,617	247,983
(事項) 職員費	3,518	0	0	3,518	252,643	256,161	248,617	247,983
(説明) 職員の人件費(給与改定に伴う補正)								
(目) 医務費	294,823	294,684	0	139	3,755,792	4,050,615	3,281,889	3,426,299
(事項) 看護師等確保対策費	51,265	51,265	0	0	48,266	99,531	48,266	35,444
(説明) 看護職員等の確保と資質の向上に要する経費(国の補正予算等に伴う補正)								
④ 1 介護職員等処遇改善事業					51,265	(国定額)		
(事項) 医療機関指導及び運営費	139	0	0	139	7,704	7,843	7,926	6,809
(説明) 医療監視等に要する経費(給与改定に伴う補正)								
(事項) 地域医療推進費	243,419	243,419	0	0	1,085,688	1,329,107	332,307	1,015,412
(説明) 地域医療の推進に要する経費(国の補正予算等に伴う補正)								
④ 1 医療・福祉分野における食材料費高騰対策緊急支援事業					243,419	(国定額)		

**新****介護職員等処遇改善事業****11月追加補正**医療政策課、長寿介護課、障がい福祉課  
532,575千円【財源：国庫】**事業の目的**

医療、介護、障がい福祉分野などの現場で働く介護職員等の賃上げを令和6年2月から実施するための経費を対象施設等に補助する。

**事業の概要**

## (1) 事業内容

- ① 処遇改善に要する経費 (定額) 511,320千円  
以下の対象施設に従事する職員1人あたり月額平均6千円の賃金引上げに相当する額を補助

対象施設	対象職種	単価	人数	月数	事業費
病院及び有床診療所	看護補助者	6千円	約2,000人	4か月	48,000千円
介護事業所	介護職員		約14,000人		325,080千円
障害福祉サービス事業所等	福祉・介護職員		約6,000人		138,240千円
合 計					511,320千円

※支給対象期間 令和6年2月～5月(4か月)

- ② 支給事務費(委託料等) 21,255千円

## (2) 事業の仕組み

- ① 県  医療機関、社会福祉施設等
- ② 県  民間企業

**事業の期間**

令和5年度



(単位：千円)

会計、科目、事項	令和5年度				令和4年度			
	補正額	財源内訳			補正前の額	補正後の額	当初予算額	最終予算額
		国庫支出金	その他特定	一般財源				
(会計) 一般会計	535,761	532,139	0	3,622	26,024,398	26,560,159	22,544,100	23,622,406
(款) 民生費	535,761	532,139	0	3,622	19,884,043	20,419,804	18,710,760	18,155,482
(項) 社会福祉費	535,761	532,139	0	3,622	19,884,043	20,419,804	18,710,760	18,155,482
(目) 社会福祉総務費	3,193	0	0	3,193	166,263	169,456	167,777	163,201
(事項) 職員費	3,193	0	0	3,193	166,263	169,456	167,777	163,201
(説明) 職員の人件費(給与改定に伴う補正)								
(目) 老人福祉費	532,568	532,139	0	429	19,717,780	20,250,348	18,542,983	17,992,281
(事項) 在宅老人介護等対策費	138	0	0	138	55,962	56,100	37,121	35,718
(説明) 在宅での介護高齢者等の生活を健全で安らかなものとするために要する経費(給与改定に伴う補正)								
(事項) 介護保険対策費	532,430	532,139	0	291	19,135,561	19,667,991	17,981,011	17,534,719
(説明) 介護保険の実施に要する経費(国の補正予算等に伴う補正)								
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 1 介護職員等処遇改善事業</li> <li>① 2 医療・福祉分野における食材料費高騰対策緊急支援事業</li> </ul>					336,639	(国定額)		
					195,500	(国定額)		



(単位：千円)

会計、科目、事項	令和5年度					令和4年度		
	補正額	財源内訳			補正前の額	補正後の額	当初予算額	最終予算額
		国庫支出金	その他特定	一般財源				
(会計) 一般会計	5,282	3,962	0	1,320	17,858,301	17,863,583	16,877,729	17,048,936
(款) 民生費	5,282	3,962	0	1,320	17,858,301	17,863,583	16,877,729	17,048,936
(項) 社会福祉費	5,282	3,962	0	1,320	13,391,900	13,397,182	12,662,088	12,807,333
(目) 障害者福祉費	5,282	3,962	0	1,320	241,034	246,316	190,853	182,270
(事項) 特別障害者手当等給付費	5,282	3,962	0	1,320	66,701	71,983	64,258	66,531

(説明) 常時介護を要する重度障がい者の手当に要する経費(所要見込額の増に伴う補正)

1 手当給付費

5,282 (国3/4 県1/4)

# 特別障害者手当等給付費

11月補正

障がい福祉課 補正額 5,282千円(補正後 71,983千円)  
【財源:国庫、一般財源】

## 事業の目的

日常生活において常時特別の介護を必要とする障がい者に手当を支給することにより、障がい児(者)の福祉の向上を図る。

## 事業の概要

(1) 事業内容 毎年2月、5月、8月、11月の4期にそれぞれの前月までの分を対象者へ支給

手当の種別	対 象 者	R5手当月額 (R4手当月額)	R5支払額実績 5月・8月 (延べ人数)	R5支払額見込 11月・2月 (延べ人数)	R5支払額見込 合 計 (延べ人数)
特別障害者 手 当	20歳以上の在宅者であって重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者を対象	27,980円 (27,300円)	26,704千円 (962人)	28,791千円 (1,029人)	55,495千円 (1,991人)
障害児福祉 手 当	20歳未満の在宅者であって重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者を対象	15,220円 (14,850円)	7,308千円 (484人)	7,458千円 (490人)	14,766千円 (974人)
経過的福祉 手 当	従前の福祉手当の受給者であった者のうち、特別障害者手当等の受給要件に該当しない方を対象	15,220円 (14,850円)	634千円 (42人)	548千円 (36人)	1,182千円 (78人)
合 計			34,646千円 (1,488人)	36,797千円 (1,555人)	71,443千円 (3,043人)

※ 受給者数は町村在住者のみ(市在住者は各市が手当支給)

(2) 事業の仕組み

県 → 認定・支給 → 受給者

(3) 前年度との比較

延べ受給者数(町村在住者) 令和4年度 2,869人 → 令和5年度 3,043人

## 事業の期間

令和5年度

令和5年度 11月補正（追加）

歳出予算説明資料（課別総括表）

障がい福祉課

（単位：千円）

会 計	令和5年度					令和4年度		
	補正額	財 源 内 訳			補正前の額	補正後の額	当初予算額	最終予算額
		国庫支出金	その他特定	一般財源				
障がい福祉課	351,130	186,671	0	164,459	17,863,583	18,214,713	16,877,729	17,048,936
一般会計	351,130	186,671	0	164,459	17,863,583	18,214,713	16,877,729	17,048,936



(単位：千円)

会計、科目、事項	令和5年度				令和4年度			
	補正額	財源内訳			補正前の額	補正後の額	当初予算額	最終予算額
		国庫支出金	その他特定	一般財源				
(会計) 一般会計	351,130	186,671	0	164,459	17,863,583	18,214,713	16,877,729	17,048,936
(款) 民生費	351,130	186,671	0	164,459	17,863,583	18,214,713	16,877,729	17,048,936
(項) 社会福祉費	347,757	186,671	0	161,086	13,397,182	13,744,939	12,662,088	12,807,333
(目) 社会福祉総務費	12,619	0	0	12,619	931,359	943,978	892,266	938,907
(事項) 職員費	12,619	0	0	12,619	893,359	905,978	870,482	880,513
(説明) 職員の人件費(給与改定に伴う補正)								
(目) 障害者福祉費	286	0	0	286	246,316	246,602	190,853	182,270
(事項) 障がい者社会参加推進費	152	0	0	152	60,824	60,976	57,954	55,580
(説明) 障がい者の社会参加及び福祉のまちづくりの推進等に要する経費(給与改定に伴う補正)								
(事項) 福祉子どもセンター費	134	0	0	134	19,601	19,735	4,913	4,546
(説明) 福祉子どもセンター等の運営に要する経費(給与改定に伴う補正)								
(目) 社会福祉施設費	671	0	0	671	84,634	85,305	82,033	80,379
(事項) 身体障害者相談センター費	671	0	0	671	29,022	29,693	28,807	27,153
(説明) 身体障害者相談センターの運営に要する経費(給与改定に伴う補正)								
(目) 精神保健福祉費	1,267	0	0	1,267	175,958	177,225	194,981	189,309

(単位：千円)

会計、科目、事項	令和5年度				令和4年度			
	補正額	財源内訳			補正前の額	補正後の額	当初予算額	最終予算額
		国庫支出金	その他特定	一般財源				
(事項) 精神保健費	915	0	0	915	158,480	159,395	178,517	173,255
(説明) 精神障がい者に対する医療扶助及び保護、発生予防対策等に要する経費（給与改定に伴う補正）								
(事項) 精神保健福祉センター費	352	0	0	352	17,478	17,830	16,464	16,054
(説明) 精神保健福祉センターの運営に要する経費（給与改定に伴う補正）								
(目) 障害者自立支援費	332,914	186,671	0	146,243	11,958,915	12,291,829	11,301,955	11,416,468
(事項) 障がい者自立推進費	332,769	186,671	0	146,098	11,860,081	12,192,850	11,202,589	11,333,055
(説明) 障がい者の自立支援に要する経費（国の補正予算等に伴う補正）								
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 1 医療・福祉分野における食材料費高騰対策緊急支援事業 32,000 (国定額)</li> <li>① 2 介護職員等処遇改善事業 144,671 (国定額)</li> <li>① 3 障がい者就労施設工賃向上実現事業 156,098 (国定額)</li> </ul>								
(事項) 障がい者就労支援費	145	0	0	145	98,834	98,979	99,366	83,413
(説明) 障がい者の就労支援に要する経費（給与改定に伴う補正）								
(項) 児童福祉費	3,373	0	0	3,373	4,466,401	4,469,774	4,215,641	4,241,603
(目) 児童措置費	308	0	0	308	4,161,014	4,161,322	3,911,354	3,952,056
(事項) 障がい児支援費	308	0	0	308	2,725,180	2,725,488	2,499,442	2,542,444
(説明) 障がい児の福祉に要する経費（給与改定に伴う補正）								

(目)								
児童福祉施設費	3,065	0	0	3,065	305,387	308,452	304,287	289,547
(事項)								
こども療育センター費	3,065	0	0	3,065	305,387	308,452	304,287	289,547

(説明) こども療育センターの運営に要する経費（給与改定に伴う補正）

# 新 障がい者就労施設工賃向上実現事業

11月追加補正

障がい福祉課 156,098千円  
【財源：国庫、一般財源】

## 事業の目的

障がい者就労施設（就労継続支援B型事業所）において障がい者の工賃向上に資する設備投資を行い、その効果を検証し、全事業所で共有を図り県内工賃の底上げを行う。

## 事業の概要

### (1) 事業内容

- ① 工賃向上設備導入事業 144,000千円  
就労継続支援B型事業所における生産性の向上等を図るための設備導入を支援
  - 補助額：上限1,500千円（定員数30人以上）
  - 上限1,000千円（定員数20～29人）
  - 上限 500千円（定員数10～19人）

- 補助率：10/10

- ② 工賃向上検証事業 10,000千円  
設備導入による効果を検証し、県内事業所で共有のうえ、今後の工賃向上の取組に活用

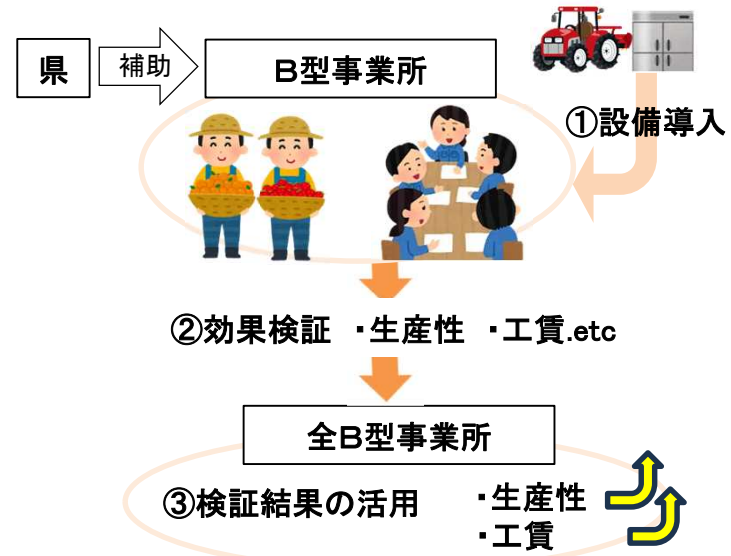
- ③ 事務費 受付審査等事務 2,098千円

### (2) 事業の仕組み

- ① 県 補助 → 民間団体（就労継続支援B型事業所を運営する社会福祉法人等）
- ②③ 県 委託 → 民間企業

### (3) 成果指標

平均工賃月額 令和4年度：20,458円 → 令和5年度：21,800円以上



## 事業の期間

令和5年度

## 1 予算議案

## 【議案第1号】

## 令和5年度11月補正予算案について（繰越明許費の追加）

## 1. 追加（11月補正）

こども家庭課

款	項	事業名	金額
			千円
民生費	児童福祉費	青少年自然の家設備改修事業	1,400

## 2. 追加（11月追加補正）

医療政策課  
長寿介護課  
障がい福祉課

款	項	事業名	金額
			千円
衛生費	医薬費	介護職員等処遇改善事業（看護補助者分）	51,265
民生費	社会福祉費	介護職員等処遇改善事業（介護職員分）	336,639
民生費	社会福祉費	介護職員等処遇改善事業（福祉・介護職員分）	144,671

## 1 予算議案

## 【議案第1号】

## 令和5年度11月補正予算案について（債務負担行為の追加）

福祉保健課  
障がい福祉課  
こども家庭課

事 項	期 間	限 度 額
(福祉保健課) 宮崎県福祉総合センター及び 県立母子・父子福祉センター 管 理 運 営 委 託 費	令和5年度から 令和10年度まで	千円 299,160
(障がい福祉課) 県立視覚障害者センター 管 理 運 営 委 託 費	令和5年度から 令和10年度まで	142,205
県立聴覚障害者センター 管 理 運 営 委 託 費	令和5年度から 令和10年度まで	136,675
(こども家庭課) 宮崎県青少年自然の家 管 理 運 営 委 託 費	令和5年度から 令和10年度まで	1,529,940

## 2 特別議案

## 【議案第7号】 旅館業法施行条例等の一部を改正する条例

衛生管理課

## 1 改正の理由

旅館業法等の改正により、事業譲渡手続に関する規定等が改正されたことに伴い、関係規定の改正を行うもの。

## 2 改正の内容

- (1) 宿泊を拒むことができる事由が法で明確化されたことに伴い、関係箇所削除（旅館業法施行条例）
- (2) 事業譲渡による営業者の地位の承継が追加されたことに伴い、引用する条項の修正や文言の追加  
（旅館業法施行条例、興行場に関する条例）
- (3) 旅館業事業譲渡に伴う申請手数料の追加（使用料及び手数料徴収条例）

## 3 施行期日

公布の日

## 【参考】旅館業法等改正の趣旨

- 1 旅館業の施設における感染症のまん延防止対策、差別防止の更なる徹底等【旅館業法】
  - (1) 感染症のまん延防止の観点からの宿泊拒否事由の明確化等
    - ・ 特定感染症(※)が国内で発生している期間に限り、営業者は症状を呈する宿泊者等に対し必要な協力等を求めることができる。
    - ※ 特定感染症：感染症法における一類・二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症及び指定感染症のうち入院等の規定が適用されるもの
  - (2) 差別防止の更なる徹底等
- 2 生活衛生関係営業等の事業譲渡による営業者の地位の承継【食品衛生法、理容師法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法、クリーニング業法、美容師法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律】
  - ・ 事業を譲り受けた者は、新たに許可の取得等を行うことなく、営業者の地位を承継できる。

## 2 特別議案

## 公の施設の指定管理者の指定について（次期指定管理候補者の選定）

	施設名	所在地	指定管理者	指定期間
1	宮崎県福祉総合センター	宮崎市原町2番22号	株式会社 文化コーポ レーション	令和6年4月1日 ～ 令和11年3月31日 (5年間)
2	県立母子・父子福祉センター	宮崎市原町2番22号 宮崎県福祉総合センター本館4階		
3	県立視覚障害者センター	宮崎市江平西2丁目1番20号 宮崎県生活情報センター1階	公益財団法人 宮崎県視覚障 害者福祉協会	
4	県立聴覚障害者センター	宮崎市江平西2丁目1番20号 宮崎県生活情報センター2階	社会福祉法人 宮崎県聴覚障 害者協会	
5	宮崎県青島青少年自然の家	宮崎市大字熊野字藤兵衛中州	学校法人 宮崎総合学院	
6	宮崎県むかばき青少年自然の家	延岡市行滕町760番3		
7	宮崎県御池青少年自然の家	都城市夏尾町5988番30		



## 1 予算議案

再掲

【議案第1号】  
令和5年度11月補正予算案について（債務負担行為の追加）

福祉保健課

事 項	期 間	限 度 額
(福祉保健課)		千円
宮崎県福祉総合センター及び 県立母子・父子福祉センター 管理運営委託費	令和5年度から 令和10年度まで	299,160

## 2 特別議案

## 【議案第13号】

公の施設の指定管理者の指定について  
 （宮崎県福祉総合センター及び県立母子・父子福祉センター）

福祉保健課  
 こども家庭課

## 1 施設の概要

- 施設名 (ア) 宮崎県福祉総合センター  
 (イ) 県立母子・父子福祉センター
- 設置目的 (ア) 児童福祉法第40条の児童厚生施設、  
 社会福祉関係者の研修施設及び民間社会福祉活動の増進を図るための施設  
 (イ) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第39条に規定する母子・父子福祉センター
- 現指定管理者 株式会社文化コーポレーション
- 現指定期間 令和3年4月1日～令和6年3月31日（3年間）

## 2 次期指定管理候補者

株式会社文化コーポレーション 代表取締役 齊藤 総一郎  
 宮崎市生目台西3丁目4番地2  
 資本金 1,000万円 従業員数 1,209人（令和5年7月現在）  
 事業内容 ビル総合管理、清掃、施設警備、人材派遣 等

## 3 次期指定期間

令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）

## 2 特別議案

## 4 選定概要

## (1) 公募の状況

- ①募集期間 令和5年7月3日から令和5年9月4日まで
- ②申請者
- ・株式会社グローバル・クリーン
  - ・株式会社文化コーポレーション

## (2) 指定管理候補者の審査方法

## ① 審査の流れ

審査区分	構成	内容
書類審査	県（施設所管課）	申請書類に基づいて資格審査を実施
指定管理候補者選定委員会による審査	外部委員のみで構成	書類審査を通過した申請者を対象に、各申請者のプレゼンテーション及びヒアリングを行い、審査を実施
指定管理候補者選定会議による確認	県（施設所管部局及び指定管理者制度所管部局）	選定委員会の審査結果を、施設所管課において選定基準等に基づき評価した結果と照らし合わせ、候補者（案）が異なっていないかを確認

※指定管理候補者選定会議の確認後、県において指定管理候補者を選定した。

## ② 指定管理候補者選定委員会委員

委員長	川崎 順子	九州保健福祉大学教授
委員	糸山 秀彦 川瀬 史子 押川 恵子 坂本 雅樹	税理士 視覚障害者センター点訳音訳 友の会会長 宮崎県盲ろう者友の会事務局長 宮崎県社会福祉協議会事務局長

## ③ 指定管理候補者選定会議委員

議長	福祉保健部長
副議長	福祉保健部次長（福祉担当）
委員	こども政策局長 福祉保健課長 障がい福祉課長 こども家庭課長 行政改革推進室長

## 2 特別議案

## ④ 選定基準・審査項目・配点

選定基準	審査項目	配点
①住民の平等な利用の確保	①施設運営に関する基本方針 ②県が示した管理の基準に対する理解及び対応 ③平等な利用の確保に関する提案	10
②公の施設の効用を最大限に発揮する事業計画	①利用者サービスの向上に関する提案 ②利用者増への取組に関する提案 ③施設の設置目的の理解と課題の認識 ④指定管理者の業務に対する意欲 ⑤施設等の維持管理の適格性 ⑥利用者満足度把握や苦情・要望対応、運営改善への反映 ⑦児童交通遊園を利用する団体の交通安全指導等	30
③経費の縮減等	①指定期間内に県が支払う指定管理料の提案額 ②業務遂行のための適切な経費の積算 ③管理業務の効率化と経費の縮減に関する考え方・提案	10
④事業計画を着実に実施するための管理運営能力	①必要な体制の確保（適正な組織、人員配置、責任体制） ②職員の能力育成（研修体制） ③継続的に安定した運営が可能な財政的基盤（経営状況） ④過去の類似事業の実績、評価 ⑤事業計画及び収支計画の具体性、適格性、実現可能性 ⑥個人情報保護、情報公開への対応 ⑦火災や地震災害の場合の対応、不審人物の対応、児童遊園の遊具事故の対応などの安全管理、危機管理、リスク管理に対する対応	40
⑤地域への貢献等	①環境保全、環境に配慮した施設管理 ②育児休業制度、介護休暇などの配慮 ③障がい者等の就労支援への対応	10
合計		100

## 2 特別議案

## (3) 審査結果及び選定理由

- ① 指定管理候補者選定委員会における審査結果  
1位 428点：株式会社文化コーポレーション  
最低基準点（委員合計500点満点の6割（300点））以上である。
- ② 指定管理候補者選定会議における確認結果  
選定会議の確認結果は次のとおりであり、選定委員会の審査結果と相違がないことを確認した。  
1位 87点：株式会社文化コーポレーション  
最低基準点（100点満点の6割（60点））以上である。
- ③ 選定理由
- ・ これまでの管理実績や会社の経営状況、組織体制から、安定した管理運営が見込めること。
  - ・ 利用者サービス向上のための取組が具体的に提案されていること。

## 5 指定管理候補者からの提案内容

## (1) 指定管理料

指定管理期間	指定管理料			(参考) 今期の指定管理料	
	基準価格 (県提示の 上限額)	候補者提案額	基準価格 との差		
5年間	302,905	299,160	▲ 3,745	3年間	164,850
令和6年度	各年度 60,581	59,000	▲ 1,581	令和3年度	54,650
令和7年度		59,000	▲ 1,581	令和4年度	54,950
令和8年度		60,000	▲ 581	令和5年度	55,250
令和9年度		60,580	▲ 1	1年度あたり平均	54,950
令和10年度		60,580	▲ 1		

## 2 特別議案

## (2) 収支計画

内 容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
収 入(a)	59,216	59,216	60,216	60,796	60,796
指定管理料	59,000	59,000	60,000	60,580	60,580
雑収入（自主事業収入）	216	216	216	216	216
支 出(b)	59,216	59,216	60,216	60,796	60,796
人件費	11,519	11,834	12,150	12,340	12,529
光熱水費	14,314	14,949	15,615	16,125	16,360
委託費	21,714	21,829	21,944	22,061	22,179
その他(消耗品費、修繕費等)	6,873	6,803	6,836	6,854	6,874
本社管理費	4,796	3,801	3,671	3,416	2,854
収支差額(a-b)	0	0	0	0	0

## (3) 県民サービスの向上等

- 利用者向けにリーフレットや季刊チラシを作成するとともに、ホームページ上で施設の予約状況や自主事業の情報を発信
- 地域住民と施設利用者の交流の場、リサイクルの大切さを学ぶ場としてフリーマーケットを開催
- 子ども達を対象とした創作活動教室や、高齢者を対象とした俳句・川柳の会を企画【新規】

## 1 予算議案

再掲

【議案第1号】  
令和5年度11月補正予算案について（債務負担行為の追加）

障がい福祉課

事 項	期 間	限 度 額
		千円
(障がい福祉課)		
県立視覚障害者センター管理運営委託費	令和5年度から 令和10年度まで	142,205
県立聴覚障害者センター管理運営委託費	令和5年度から 令和10年度まで	136,675

## 2 特別議案

## 【議案第14号】

## 公の施設の指定管理者の指定について（県立視覚障害者センター）

障がい福祉課

## 1 施設の概要

- 施設名 県立視覚障害者センター
- 設置目的 身体障害者福祉法第34条に規定する視聴覚障害者情報提供施設のうち、視覚障害者情報提供施設
- 現指定管理者 公益財団法人宮崎県視覚障害者福祉協会
- 指定期間 令和3年4月1日～令和6年3月31日（3年間）

## 2 次期指定管理候補者

- 公益財団法人宮崎県視覚障害者福祉協会 理事長 小島義久
- 宮崎市江平西2丁目1番20号
- 従業員数 7人
- 事業内容 地方自治体の発行する公報の点訳・音訳、点訳・音訳図書等の資料作成、視覚障がい者更生相談、視覚障がい者補装具斡旋 等

## 3 指定期間

令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）

## 4 選定概要

## (1) 公募の状況

- ① 募集期間 令和5年7月3日から令和5年9月4日まで
- ② 申請者 公益財団法人宮崎県視覚障害者福祉協会



## 2 特別議案

## (2) 指定管理候補者の審査方法

## ① 審査の流れ

審査区分	構成	内容
書類審査	県（施設所管課）	申請書類に基づいて資格審査を実施
指定管理候補者選定委員会による審査	外部委員のみで構成	書類審査を通過した応募者を対象に、各応募者のプレゼンテーション及びヒアリングを行い、審査を実施
指定管理候補者選定会議による確認	県（施設所管部局及び指定管理者制度所管部局）	選定委員会の審査結果を、施設所管課において選定基準等に基づき評価した結果と照らし合わせ、候補者（案）が異なっていないかを確認

※指定管理候補者選定会議の確認後、県において指定管理候補者を選定した。

## ② 指定管理候補者選定委員会委員

委員長	川崎 順子（九州保健福祉大学教授）
委員	糸山 秀彦（税理士）
	川瀬 史子（視覚障害者センター点訳音訳友の会会長）
	押川 恵子（宮崎県盲ろう者友の会事務局長）
	坂本 雅樹（宮崎県社会福祉協議会事務局長）

## ③ 指定管理候補者選定会議委員

議長	福祉保健部長
副議長	福祉保健部次長（福祉担当）
委員	こども政策局長
	福祉保健課長
	障がい福祉課長
	こども家庭課長 行政改革推進室長

## 2 特別議案

## ④ 選定基準・審査項目・配点

選定基準	審査項目	配点
施設利用者の平等な利用の確保	施設運営に関する基本方針	10
	県が示した管理の基準に対する理解及び対応	
	平等な利用の確保に関する提案	
公の施設の効用を最大限に発揮する事業計画	利用者サービスの向上に関する提案	30
	利用者増への取組など施設の効用を最大限に発揮できる提案	
	施設の設置目的の理解と課題の認識	
	指定管理者の業務に対する意欲	
	施設の維持管理の適格性	
経費の縮減等	利用者満足度把握や苦情・要望対応、運営改善への反映	10
	指定期間内に県が支払う指定管理料の提案額	
	業務遂行のための適切な経費の積算	
事業計画を着実に実施するための管理運営能力	管理業務の効率化と経費の縮減に関する考え方・提案	40
	必要な体制の確保（適正な組織、人員配置、責任体制）	
	職員の能力育成（研修体制）	
	継続的に安定した運営が可能な財政的基盤（経営状況）、信頼性	
	過去の類似施設等の運営実績、評価	
	事業計画及び収支計画の具体性、適格性、実現可能性、継続性、安定性	
	個人情報保護、情報公開への対応	
地域への貢献等	安全管理、危機管理、リスク管理に対する対応	10
	環境保全、環境に配慮した施設管理	
	育児休業制度、介護休暇などの配慮	
	障がい者の就労支援への対応	
合計		100

## 2 特別議案

## (3) 審査結果及び選定理由

- ① 指定管理候補者選定委員会における審査結果  
 1位 426点：公益財団法人宮崎県視覚障害者福祉協会  
 最低基準点（委員合計500点満点の6割（300点））以上である。
- ② 指定管理候補者選定会議における確認結果  
 選定会議の確認結果は次のとおりであり、選定委員会の審査結果と相違がないことを確認した。  
 1位 79点：公益財団法人宮崎県視覚障害者福祉協会  
 最低基準点（100点満点の6割（60点））以上である。
- ③ 選定理由  
 知識と経験を活かし、視覚障がい者のニーズに対応できる事業計画が提案されていたこと。

## 5 指定管理候補者からの提案内容

## (1) 指定管理料

指定管理期間	指定管理料 (単位：千円)			(参考) 今期の指定管理料	
	基準価格 (県提示の 上限額)	候補者提案額	基準価格 との差		
5年間	142,205	142,205	0	3年間	80,505
令和6年度	各年度 28,441	28,441	0	令和3年度	26,835
令和7年度		28,441	0	令和4年度	26,835
令和8年度		28,441	0	令和5年度	26,835
令和9年度		28,441	0	1年度あたり平均	26,835
令和10年度		28,441	0		

## 2 特別議案

## (2) 収支計画

内 容		6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度
収 入(a)		28,471	28,471	28,471	28,471	28,471
指定管理		28,441	28,441	28,441	28,441	28,441
事業収益		29	29	29	29	29
雑収益		1	1	1	1	1
支 出(b)		28,471	28,471	28,471	28,471	28,471
人件費		22,705	23,359	23,203	23,381	22,642
備品・消耗品費		625	313	525	283	529
光熱水料費		1,872	1,872	1,872	1,872	1,872
保険料		7	7	7	7	7
その他		3,262	2,920	2,864	2,928	3,421
収支差額(a-b)		0	0	0	0	0

## (3) 県民サービスの向上等

- ・ 視覚障がい者団体活動を通じて、多様化する利用者のニーズの把握に努め、視覚障がい者の声を反映させた適切な管理運営、サービスの提供を行う。
- ・ ホームページ、パンフレット等による広報啓発活動により、サービスの周知及び利用の拡大を図る。

## 2 特別議案

## 【議案第15号】

## 公の施設の指定管理者の指定について（県立聴覚障害者センター）

障がい福祉課

## 1 施設の概要

- 施設名 県立聴覚障害者センター
- 設置目的 身体障害者福祉法第34条に規定する視聴覚障害者情報提供施設のうち、聴覚障害者情報提供施設
- 現指定管理者 社会福祉法人宮崎県聴覚障害者協会
- 指定期間 令和3年4月1日～令和6年3月31日（3年間）

## 2 次期指定管理候補者

社会福祉法人宮崎県聴覚障害者協会 理事長 堀田享志  
 宮崎市江平西2丁目1番20号  
 従業員数 7人  
 事業内容 聴覚障害者相談事業、手話通訳事業 等

## 3 指定期間

令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）

## 4 選定概要

## (1) 公募の状況

- ① 募集期間 令和5年7月3日から令和5年9月4日まで
- ② 申請者 社会福祉法人宮崎県聴覚障害者協会

## 2 特別議案

## (2) 指定管理候補者の審査方法

## ① 審査の流れ

審査区分	構成	内容
書類審査	県（施設所管課）	申請書類に基づいて資格審査を実施
指定管理候補者選定委員会による審査	外部委員のみで構成	書類審査を通過した応募者を対象に、各応募者のプレゼンテーション及びヒアリングを行い、審査を実施
指定管理候補者選定会議による確認	県（施設所管部局及び指定管理者制度所管部局）	選定委員会の審査結果を、施設所管課において選定基準等に基づき評価した結果と照らし合わせ、候補者（案）が異なっていないかを確認

※指定管理候補者選定会議の確認後、県において指定管理候補者を選定した。

## ② 指定管理候補者選定委員会委員

委員長	川崎 順子（九州保健福祉大学教授）
委員	糸山 秀彦（税理士）
	川瀬 史子（視覚障害者センター点訳音訳友の会会長）
	押川 恵子（宮崎県盲ろう者友の会事務局長）
	坂本 雅樹（宮崎県社会福祉協議会事務局長）

## ③ 指定管理候補者選定会議委員

議長	福祉保健部長
副議長	福祉保健部次長（福祉担当）
委員	こども政策局長
	福祉保健課長
	障がい福祉課長
	こども家庭課長 行政改革推進室長

## 2 特別議案

## ④ 選定基準・審査項目・配点

選定基準	審査項目	配点
施設利用者の平等な利用の確保	施設運営に関する基本方針	10
	県が示した管理の基準に対する理解及び対応	
	平等な利用の確保に関する提案	
公の施設の効用を最大限に発揮する事業計画	利用者サービスの向上に関する提案	30
	利用者増への取組など施設の効用を最大限に発揮できる提案	
	施設の設置目的の理解と課題の認識	
	指定管理者の業務に対する意欲	
	施設の維持管理の適格性	
	利用者満足度把握や苦情・要望対応、運営改善への反映	
経費の縮減等	指定期間内に県が支払う指定管理料の提案額	10
	業務遂行のための適切な経費の積算	
	管理業務の効率化と経費の縮減に関する考え方・提案	
事業計画を着実に実施するための管理運営能力	必要な体制の確保（適正な組織、人員配置、責任体制）	40
	職員の能力育成（研修体制）	
	継続的に安定した運営が可能な財政的基盤（経営状況）、信頼性	
	過去の類似施設等の運営実績、評価	
	事業計画及び収支計画の具体性、適格性、実現可能性、継続性、安定性	
	個人情報保護、情報公開への対応	
	安全管理、危機管理、リスク管理に対する対応	
地域への貢献等	環境保全、環境に配慮した施設管理	10
	育児休業制度、介護休暇などの配慮	
	障がい者の就労支援への対応	
合 計		100

## 2 特別議案

## (3) 審査結果及び選定理由

- ① 指定管理候補者選定委員会における審査結果  
1位 402点：社会福祉法人宮崎県聴覚障害者協会  
最低基準点（委員合計500点満点の6割（300点））以上である。
- ② 指定管理候補者選定会議における確認結果  
選定会議の確認結果は次のとおりであり、選定委員会の審査結果と相違がないことを確認した。  
1位 78点：社会福祉法人宮崎県聴覚障害者協会  
最低基準点（100点満点の6割（60点））以上である。
- ③ 選定理由  
知識と経験を活かし、聴覚障がい者のニーズに対応できる事業計画が提案されていたこと。

## 5 指定管理候補者からの提案内容

## (1) 指定管理料

指定管理期間	指定管理料			(参考)	
	基準価格 (県提示の 上限額)	候補者提案額	基準価格 との差	今期の指定管理料	
5年間	136,675	136,675	0	3年間	79,173
令和6年度	各年度 27,335	27,335	0	令和3年度	26,391
令和7年度		27,335	0	令和4年度	26,391
令和8年度		27,335	0	令和5年度	26,391
令和9年度		27,335	0	1年度あたり平均	26,391
令和10年度		27,335	0		



## 2 特別議案

## (2) 収支計画

内 容		6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度
収 入(a)		27,336	27,336	27,336	27,336	27,336
指定管理		27,335	27,335	27,335	27,335	27,335
雑収益		1	1	1	1	1
支 出(b)		27,326	27,326	27,326	27,326	27,326
人件費		23,794	23,794	23,794	23,794	23,794
備品・消耗品費		600	600	600	600	600
光熱水料費		1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
保険料		12	12	12	12	12
その他		1,520	1,520	1,520	1,520	1,520
収支差額(a-b)		10	10	10	10	10

## (3) 県民サービスの向上等

- ・ 聴覚障がい者団体活動を通じて、多様化する利用者のニーズの把握に努め、聴覚障がい者の声を反映させた適切な管理運営、サービスの提供を行う。
- ・ ホームページ、パンフレット等による広報啓発活動により、サービスの周知及び利用の拡大を図る。

## 1 予算議案

再掲

【議案第1号】  
令和5年度11月補正予算案について（債務負担行為の追加）

こども家庭課

事 項	期 間	限 度 額
(こども家庭課)		千円
宮崎県青少年自然の家管理 運営委託費	令和5年度から 令和10年度まで	1,529,940

## 2 特別議案

## 【議案第16号】

## 公の施設の指定管理者の指定について（宮崎県青少年自然の家）

こども家庭課

## 1 施設の概要

- 施設名 宮崎県青少年自然の家（以下の3施設）  
（青島青少年自然の家、むかばき青少年自然の家、御池青少年自然の家）
- 設置目的 青少年の健全育成を図るための集団宿泊研修施設
- 現指定管理者 学校法人宮崎総合学院
- 指定期間 平成31年4月1日～令和6年3月31日（5年間）

## 2 次期指定管理候補者

学校法人宮崎総合学院 理事長 川越 宏樹  
宮崎市老松1丁目3番7号  
資産総額：1億5,976万円  
従業員数：429人  
事業内容：各種専門学校の運営、指定管理者としての管理運営等

## 3 指定期間

令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）

## 2 特別議案

## 4 選定概要

## (1) 公募の状況

- ① 募集期間 令和5年7月6日から令和5年9月7日まで  
 ② 申請者 学校法人宮崎総合学院

## (2) 指定管理候補者の審査方法

## ① 審査の流れ

審査区分	構成	内容
書類審査	県（施設所管課）	申請書類に基づいて資格審査を実施
指定管理候補者選定委員会による審査	外部委員のみで構成	書類審査を通過した申請者を対象に、各申請者のプレゼンテーション及びヒアリングを行い、審査を実施
指定管理候補者選定会議による確認	県（施設所管部局及び指定管理者制度所管部局）	選定委員会の審査結果を、施設所管課において選定基準等に基づき評価した結果と照らし合わせ、候補者（案）が異なっていないかを確認

※指定管理候補者選定会議の確認後、県において指定管理候補者を選定した。

## ② 指定管理候補者選定委員会委員

委員長	佐保 忠智(南九州短期大学名誉教授)
委員	田中 克弥(公認会計士)
	丸目 直美(宮崎県青少年団体連絡協議会事務局長)
	甲斐 周作(宮崎市立広瀬小学校校長)
	三田 明生(宮崎市立田野中学校校長)

## ③ 指定管理候補者選定会議委員

議長	福祉保健部長
副議長	こども政策局長
委員	福祉保健課長
	こども家庭課長
	行政改革推進室長 生涯学習課長

## 2 特別議案

## ④ 選定基準・審査項目・配点

選定基準	審査項目	配点
運営に関する基本方針及び青少年自然の家管理規則で定める利用対象者の平等な利用の確保等	施設運営に関する基本方針	15
	平等な利用の確保等	
青少年自然の家の効用を最大限に発揮する事業計画	利用者満足度把握や苦情・要望対応、運営改善への反映	30
	青少年健全育成や施設のPR、職員の資質向上等に寄与する魅力的かつ実行可能な主催事業の提案	
	青少年健全育成のために効果的かつ実行可能な各種研修活動の提案	
	休所日に関する提案	
	利用者サービス向上に関する取組及び利用者数確保への取組に関する提案	
経費の縮減等	施設等の維持管理の適格性	15
	指定期間内に県が支払う指定管理料の提案額	
	業務遂行のための適切な経費の積算	
事業計画の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有すること	管理業務の効率化と経費の縮減に関する考え方・提案	35
	必要な体制の確保（適正な組織、人員配置、責任体制、職員の能力育成）	
	継続的に安定した運営が可能な財政的基盤	
	過去の類似事業の実績、評価	
地域への貢献等	安全管理、危機管理、個人情報保護等への対応	5
	地域経済への配慮、環境への配慮、育児休業制度など子育てに配慮した取組、障がい者雇用等に対する団体としての取組	
合計		100

## 2 特別議案

## (3) 審査結果及び選定理由

- ① 指定管理候補者選定委員会における審査結果  
384点：学校法人宮崎総合学院  
最低基準点（委員合計500点満点の6割（300点））以上である。
- ② 指定管理候補者選定会議における確認結果  
選定会議の確認結果は次のとおりであり、選定委員会の審査結果と相違がないことを確認した。  
74点：学校法人宮崎総合学院  
最低基準点（100点満点の6割（60点））以上である。
- ③ 選定理由
- 指定管理候補者選定委員会による審査及び指定管理候補者選定会議における確認の結果、学校法人宮崎総合学院が、最低基準点を超える得点を得ているため。
  - 事業計画やこれまでの実績等を踏まえ、施設の運営管理を適正かつ着実に実施する能力を有していると認められるとともに、青少年健全育成に資する効果的な研修事業の提案があるため。

## 5 指定管理候補者からの提案内容

## (1) 指定管理料

(単位：千円)

(単位：千円)

指定管理 期間	指定管理料			(参考) 今期の指定管理料	
	基準価格 (県提示の上限額)	候補者提案額	基準価格との差	5年間	1,441,695
5年間	<b>1,540,660</b>	<b>1,529,940</b>	<b>▲10,720</b>	平成31年度	285,045
令和6年度	各年度 308,132	301,690	▲6,442	令和2年度	287,925
令和7年度		306,680	▲1,452	令和3年度	289,575
令和8年度		306,760	▲1,372	令和4年度	289,575
令和9年度		307,390	▲742	令和5年度	289,575
令和10年度		307,420	▲712	1年度あたり平均	288,339

## 2 特別議案

## (2) 収支計画

(単位：千円)

内 容	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
収 入(a)	310,890	317,880	317,960	318,590	318,620
指定管理料	301,690	306,680	306,760	307,390	307,420
利用料金	3,000	3,500	3,500	3,500	3,500
その他の収入	6,200	7,700	7,700	7,700	7,700
支 出(b)	310,890	317,880	317,960	318,590	318,620
人件費	150,680	153,700	156,780	156,810	156,840
外注経費	69,100	70,500	67,900	68,500	68,500
その他の経費	91,110	93,680	93,280	93,280	93,280
収支差額(a-b)	0	0	0	0	0

## (3) 県民サービスの向上等

- ・ マイクロバスによる送迎
- ・ 不登校の児童生徒を対象とした体験活動の推進

## 3 報告事項

【報告第1号】  
損害賠償額を定めたことについて

福祉保健課  
こども家庭課

事案発生日及び事案発生場所	事案内容	相手方	損害賠償額	専決年月日
令和5年6月10日 都城市宮丸町2街区8号先路上	物損事故	大阪府 個人	円 8,800	令和5年 10月16日
令和5年7月14日 都城市丸谷町4670番地特別養護老人ホームほほえみの園駐車場	車両損傷事故	都城市 個人	円 50,534	令和5年 10月16日





## 4 その他報告事項

## 令和5年度福祉保健部における計画の改定等の素案について

改定等予定の計画、主なスケジュール等（各計画の改定内容等は別頁のとおり）

	計画名	改定等の理由	計画期間	計画の趣旨	今後の予定	
					パブリック コメント	常任委員会 報告（計画案）
1	宮崎県自殺対策行動計画	計画期間満了	R6年度～ R10年度 (5年間)	自殺対策基本法及び令和4年10月に改定された国の自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえ、誰も自殺に追い込まれることのない地域社会の実現を目指し、関係機関と連携しながら、総合的かつ計画的な自殺対策の推進を図るため策定するもの。	順次実施 (※)	令和6年 2月 定例会
2	宮崎県再犯防止推進計画	計画期間満了	R6年度～ R10年度 (5年間)	犯罪をした者等が社会の構成員として円滑に社会復帰できるようにすることで、県民の犯罪被害の防止と県民が安全で安心して暮らすことができる社会の実現を図るため策定するもの。		
3	宮崎県子どもの貧困対策推進計画 (議決計画)	計画期間満了	R2年度～ R6年度 (5年間)	本県の子どもの貧困対策に関する基本方針を示すとともに、国の大綱で示される重点施策を柱として、本県の取り組むべき施策等を関係機関と連携して推進するため策定するもの。		
4	宮崎県医療計画 (議決計画)	計画期間満了	R6年度～ R11年度 (6年間)	本県の医療提供体制における課題やその対応策など、今後の方向性を明らかにし、それぞれの地域において、安全で質の高い医療を切れ目なく提供できる体制の確保を図るもの。		
5	宮崎県医療費適正化計画	計画期間満了	R6年度～ R11年度 (6年間)	急速な少子高齢化の進展等により医療を取り巻く様々な環境が変化している中、県民の生活の質の維持及び向上を確保しつつ、医療に要する費用が過度に増大しないよう医療費の適正化に向けた取組を推進するもの。		
6	宮崎県高齢者保健福祉計画 (議決計画)	計画期間満了	R6年度～ R8年度 (3年間)	市町村が行う介護保険事業における保険給付の円滑な実施を支援するとともに、高齢者を取り巻く社会状況の変化や超高齢社会をめぐる課題に対して、県が目指すべき基本目標を定め、その実現に向けて取り組むべき施策の方向性を明らかにするもの。		
7	宮崎県障がい者計画	計画期間満了	R6年度～ R10年度 (5年間)	「障がいのあるなしによって分け隔てられることなく地域とともに生きる社会づくり」を基本目標として、誰もが基本的人権を享有するかけがえのない個人としてお互いに人格と個性を尊重し合い、身近な地域とともに支え合いながら、心ゆたかに生活できる社会づくりの実現に向けて、障がい者施策の総合的な取組を推進するもの。		

※ 宮崎県子どもの貧困対策推進計画については、計画期間の延長及び時点修正に係る改定のため、実施しない。

## 4 その他報告事項

	計画名	改定等の理由	計画期間	計画の趣旨	今後の予定	
					パブリック コメント	常任委員会 報告（計画案）
8	宮崎県障がい福祉計画（宮崎県障がい児福祉計画）	計画期間満了	R 6年度～ R 8年度 (3年間)	国の「障害福祉サービス等の提供体制の整備並びに各種事業の円滑な実施を確保するための基本方針」を踏まえ、障がいのある人々が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な障がい福祉サービス等が地域において計画的に提供されることを目的として策定するもの。	順次実施	令和6年 2月 定例会
9	宮崎県発達障がい者支援計画	計画期間満了	R 6年度～ R10年度 (5年間)	発達障がい児・者が、未就学期、就学期及び就労期の各ライフステージに応じ、一貫した支援体制の下、必要な支援が受けられるよう、本県の取り組むべき施策等を関係機関と連携して推進するために策定するもの。		
10	健康みやざき行動計画21	計画期間満了	R 6年度～ R17年度 (12年間)	健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目標として、生活習慣病の予防、個人の健康や生活の質の向上を社会全体で支える環境整備などの推進を図ることを目的に策定するもの。		
11	宮崎県歯科保健推進計画 (議決計画)	計画期間満了	R 6年度～ R11年度 (6年間)	県民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、ライフステージに応じた歯科保健対策など、県民の健康の保持増進に寄与するために策定するもの。		
12	宮崎県がん対策推進計画	計画期間満了	R 6年度～ R11年度 (6年間)	がん患者を含めた県民に、がんに関する知識やがんの予防法について普及啓発するとともに、適切な医療を受けられる体制を充実させ、がんになっても自分らしく生きることのできる地域共生社会の実現を目指すことにより、本県におけるがん対策の総合的かつ計画的な推進を図るもの。		
13	宮崎県循環器病対策推進計画	計画期間満了	R 6年度～ R11年度 (6年間)	循環器病は県民の生命や健康に重大な影響を及ぼすとともに、社会全体に大きな影響を与えることから、誰もがより長く元気に活躍できるよう健康寿命の延伸等を図り、あわせて医療及び介護に係る負担の軽減に資するため、予防や医療及び福祉に係るサービスの在り方を含めた幅広い循環器病対策の総合的かつ計画的な推進を図るもの。		
14	宮崎県感染症予防計画	法改正	R 6年度～ R11年度 (6年間)	これまでの対応の教訓を生かすことができる新型コロナへの対応を念頭に、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策に取り組み、もって総合的な感染症対策の推進を図るもの。		
15	宮崎県困難な問題を抱える女性への支援基本計画	新法制定等	R 6年度～ R10年度 (5年間)	女性の抱える問題が多様化、複雑化している中、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現を図るもの。		

## 4 その他報告事項

## 宮崎県自殺対策行動計画（第5期計画）の素案について

福祉保健課

## 1 計画改定に係るこれまでの対応

- 令和5年6月 宮崎県自殺対策推進本部幹事会（計画改定の概要報告）
- 7月 宮崎県自殺対策推進本部（計画改定の概要報告）
- 宮崎県自殺対策推進協議会（計画改定の概要報告）
- 10月 各市町村・保健所等担当者会議（計画素案の意見交換）
- 11月 宮崎県自殺対策推進協議会（計画素案の意見聴取）

## 2 改定計画の特徴（案）

自殺対策基本法及び令和4年10月に改定された国の自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえ、「誰も自殺に追い込まれることのない地域社会の実現」を目指し、関係機関と連携しながら、総合的かつ計画的な自殺対策の推進を図るため策定するもの。

本県の自殺者数・自殺死亡率の状況や「こころの健康に関する県民意識調査」を踏まえ、3つの重点項目を設定（次頁）。

## 4 その他報告事項

## 3 改定計画の主な内容（案）

**第1章 計画策定の趣旨等****第2章 本県における自殺の現状等**

- ① 本県における自殺の現状 : 年代・性別毎 高齢者層（特に80歳以上や男性）が多い
- ② こころの健康に関する県民意識調査：県内4,000人を対象にアンケート調査

**第3章 本計画期間の重点項目****項目1：ひなたのキズナ“声かけ”運動の更なる展開**

悩みを抱えた人に気づき、声かけ、話を聴き、必要な相談機関につなぐ「ゲートキーパー」の役割等の普及啓発

**項目2：高齢者に向けた取組の強化**

高齢者がよりアクセスしやすい電話等の相談環境の整備、高齢者に向けたメンタルヘルスに関する啓発

**項目3：うつ病等の早期発見・早期治療の促進**

うつ病等の精神疾患に関する正しい理解の促進、かかりつけ医と精神科医の連携強化

**第4章 施策の推進****第5章 推進体制等**

## 4 主な数値目標

項目	現状		目標	
	対象年	目標値	対象年	
自殺死亡率（単年）	令和4年	20.4	令和10年	16.5以下
直近5年間の自殺死亡率の平均	平成30年～令和4年	19.4	令和6年～令和10年	17.8以下

## 4 その他報告事項

## 第二次宮崎県再犯防止推進計画の素案について

福祉保健課

## 1 計画改定に係るこれまでの対応

令和5年7月 関係機関訪問

庁内関係各課担当者会議（計画の改定方針について）

10月 宮崎県再犯防止連絡協議会（計画素案の意見交換）

11月 宮崎保護観察所との意見交換

## 2 改定計画の特徴（案）

犯罪をした者等が社会の構成員として円滑に社会復帰できるようにすることで、県民の犯罪被害の防止と県民が安全で安心して暮らすことができる社会の実現を図るため策定するもの。

令和5年3月に閣議決定された国の第二次再犯防止推進計画を踏まえ、今年度で終期を迎える県計画を改定。

## 4 その他報告事項

## 3 改定計画の主な内容（案）

**第1章 計画概要**

- ① 計画期間（令和6年度～10年度）中に他の計画との統合も検討
- ② 令和5年12月施行の改正更生保護法を踏まえ、計画の対象者に処分保留で保釈された者のうち検察官が犯罪を犯したと認める者を追加

**第2章 本県の再犯防止を取り巻く状況**

10年程度の中長期スパンで見ると、再犯者は検挙人数、矯正施設入所者数とも減少傾向も、初犯の者も減少しているため、再犯率は依然5割程度。

**第3章 施策の推進****項目1：国、市町村及び関係団体との連携強化**

再犯防止連絡協議会の開催、市町村への情報提供・市町村再犯防止推進計画策定の促進

**項目2：就労・住居の確保****項目3：保健医療・福祉サービスの利用促進**

地域生活定着支援センターにおける被疑者等支援（いわゆる「入口支援」）の実施

**項目4：非行の防止等**

子供のSOSダイヤル、子どもSNS相談等による多様な形の教育相談

**項目5：犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援****項目6：民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進**

## 4 主な数値目標

項目	現状		目標	
	対象年	目標値	対象年	目標値
犯行時の居住地が宮崎県である新受刑者のうち、再入所者の数	令和2年～令和4年平均	42.7人	令和6年～令和10年平均	36人以下

## 4 その他報告事項

## 宮崎県子どもの貧困対策推進計画（第2期計画）の素案について

福祉保健課

## 1 計画改定に係るこれまでの対応

- 令和5年6月 宮崎県子どもの貧困対策推進本部幹事会  
 (計画改定の概要報告)
- 7月 宮崎県子どもの貧困対策推進本部 (計画改定の概要報告)  
 宮崎県子どもの貧困対策協議会 (計画改定の概要報告)
- 11月 宮崎県子どもの貧困対策協議会 (計画素案の意見聴取)

## 2 改定計画の特徴（案）

子どもの貧困対策推進法及び国のこども大綱の趣旨を踏まえ、本県の子どもの貧困対策に関する基本方針を示し、取り組むべき施策等を推進するため、第3期計画を策定予定であったが、国の大綱の制定時期の変更に伴い、現行の第2期計画の期間を1年延長し、4年から5年に変更。

また、子どもの貧困の現状等について時点修正を行うとともに、令和4年度実施した「子どもの貧困実態調査」を踏まえ、現状に即して整理した課題について、対策の4つの柱に基づき施策を推進（次頁）。

来年度、「みやざき子ども・子育て応援プラン」と併せて県のこども計画として一体的に制定する予定。



## 4 その他報告事項

## 3 改定計画の主な内容（案）

**第1章 計画策定の趣旨**

県計画の期間（現行）令和2年度～令和5年度 →（改定案）令和2年度～令和6年度

**第2章 本県の子どもを取り巻く現状と課題**

- ① 本県における子どもの貧困の現状：生活保護世帯の子どもの進学率は、一般世帯と比較すると、高等学校等が7.6ポイント、大学等が30.8ポイント低い。
- ② 子どもの貧困実態調査：県内の中学2年生とその保護者5,500組を対象にアンケート調査
- 【課題①】保護者に対する生活・就労支援の充実
- 【課題②】教育の支援の充実
- 【課題③】各種支援制度の周知の徹底
- 【課題④】子どもの貧困対策に取り組む活動の拡大及び人材の育成・確保

**第3章 計画の基本理念・基本方針と指標・目標****第4章 指標の改善に向けた取組**

【対策の4つの柱】①保護者に対する就労支援 ②教育の支援 ③生活の安定支援 ④経済的支援

**第5章 実態を踏まえた計画の推進について**

## 4 主な数値目標

項目	現状 (令和4年度)	目標 (令和5年度)
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	87.4%	94.0%
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	6.2%	4.0%
公立小・中学校でスクールソーシャルワーカーが子どもの貧困対策に関する研修を実施した割合	41.4%	100%
市町村の子どもの貧困対策推進計画策定率	96.2%(25市町村)	100% (26市町村)

## 4 その他報告事項

## 第8次宮崎県医療計画の素案について

医療政策課

## 1 計画改定に係るこれまでの対応

開催月	行事名	審議事項
令和5年4月	第1回 医療審議会	策定スケジュール、医療計画部会の設置
5月	各団体及び県内市町村への意見照会	二次医療圏及び医療計画全般について
6月	第1回 医療審議会医療計画部会	策定スケジュール、二次医療圏の設定について
8月	第2回 医療審議会医療計画部会	骨子案
10月	第2回 医療審議会（書面開催）	骨子案など進捗状況報告や意見照会
11月	第3回 医療審議会医療計画部会	素案

## 2 改定計画の特徴（案）

- ・令和3年の医療法改正により、「新興感染症発生・まん延時における医療」を医療計画の6事業目として追加
- ・脳卒中医療圏を7医療圏から4医療圏に変更
- ・薬剤師の確保を図るため、国のガイドラインに基づき、「宮崎県薬剤師確保計画」を新たに策定
- ・二次医療圏ごとの病床の整備目標である基準病床数について、全国統一の算定式を用いて見直しを実施
- ・県民に身近な計画となることを意識し、全編とおしてグラフや表を使用し、簡潔で見やすくなるよう工夫

4 その他報告事項

### 3 改定計画の主な内容（案）

#### 【第1章】総論

■ **基本理念：県民が、安全で質の高い医療を切れ目なく受けられる持続可能な医療提供体制の実現**

■ **基本方針**

- 地域を支える医療体制の構築、○医療従事者の養成・確保、○疾病予防・健康づくりの促進
- デジタル技術の活用、○在宅医療・介護体制の充実、○医薬品等の安全確保・安定供給の推進、○県民への情報提供

#### 【第2章】地域の概況

人口：約107万人(2020年)→約87万人(2040年)  
 高齢化率：32.7%(〃) → 38.1%(〃)  
 入院受療率(10万人対)：減少傾向だが全国平均を上回っており、特に75歳以上は高い傾向

#### 【第3章】医療圏の設定と基準病床数

- ・二次医療圏は、現行の7医療圏を維持
- ・5つの医療圏で基準病床数が増加

#### 【第4章】医療提供体制の構築

<p><b>5 疾病</b></p> <p><b>がん</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・がんの予防・早期発見</li> <li>・チーム医療の提供、緩和ケア研修</li> </ul> <p><b>脳卒中</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発症予防の推進（県民公開講座）</li> <li>・リハビリ体制の充実</li> </ul> <p><b>心筋梗塞等の心血管疾患</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健診受診率向上に向けた取組の推進</li> <li>・心不全療養指導士等の確保・育成</li> </ul> <p><b>糖尿病</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ベジ活、減塩、日常生活での運動促進</li> <li>・かかりつけ医と各専門医との連携強化</li> </ul> <p><b>精神疾患</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予防、早期発見、治療のための普及啓発</li> <li>・治療、回復、地域生活への円滑な移行</li> </ul> <p><b>在宅医療・介護</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の実情に応じた訪問看護提供体制の構築</li> <li>・看取りやACPを含む在宅医療への理解促進</li> </ul> <p>その他の保健医療対策の充実</p>	<p><b>6 事業</b></p> <p><b>救急医療</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・円滑な救急搬送と救急医療体制の確保</li> <li>・県民の救急医療への理解・意識の向上</li> </ul> <p><b>へき地医療</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・へき地で勤務する医師等の確保</li> <li>・巡回診療やへき地出張診療所等の運営支援</li> </ul> <p><b>小児医療</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談体制の充実・県民意識の啓発</li> <li>・小児科医の確保と小児医療体制の維持</li> </ul> <p><b>周産期医療</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域分散型の周産期医療体制の維持・充実</li> <li>・産婦人科医等の育成・確保</li> </ul> <p><b>災害医療</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・DMATなど災害医療を担う人材の確保・育成</li> <li>・豪雨災害等の被害を軽減するための浸水対策</li> </ul> <p><b>新興感染症発生・まん延時における医療</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関との協定締結による病床確保</li> <li>・感染症の予防に関する人材の資質の向上</li> </ul>
--	--

障がい保健対策/感染症対策/臓器移植対策/難病対策/アレルギー疾患対策/歯科保健対策/血液の安定供給対策/高齢化に伴い増加する疾患等対策

#### 【第5章】地域医療構想

病床の機能区分ごとの将来の医療需要と病床数の必要量等を推計し、地域ごとの2025年のあるべき医療提供体制の姿と施策の方向性を示す

#### 【第6章】外来医療計画

地域ごとに外来医療機能の偏在・不足等の情報を可視化し、医師の自主的な行動変容による偏在状況の是正や外来医療機能が不足する地域における医療機能の充実を図る

#### 【第7章】医療提供基盤の充実

- ・医療従事者の確保と資質向上  
 医師(医師確保計画)/歯科医師/薬剤師(薬剤師確保計画)/看護職員/歯科衛生士/理学療法士など
- ・医療安全の確保

#### 【第8章】計画の推進

- 1 計画の推進体制 2 実施主体の役割 3 評価・公表の実施

### 4 数値目標

※数値目標の一部を抜粋

疾病・事業	目標		
	指標	現状	目標
脳卒中 心筋梗塞等の心血管疾患	特定健康診査実施率	51.5%	70.0%
	特定保健指導実施率	26.5%	45.0%
糖尿病		(令和3年度)	(令和11年度)
新興感染症発生・まん延時における医療	医療措置協定締結医療機関(入院)の確保病床数	(流行初期)	(流行初期以降)
		146床	449床
在宅医療・介護	24時間体制の訪問看護ステーション数	132	150
		(令和3年度)	(令和11年度)

## 4 その他報告事項

## 宮崎県医療費適正化計画（第4期計画）の素案について

国民健康保険課

## 1 計画改定に係るこれまでの対応

令和5年4月 宮崎県医療費適正化計画策定検討委員会  
（計画改定の概要報告）

9月 各委員へ計画素案の意見聴取

10月 宮崎県医療費適正化計画策定検討委員会  
（計画素案の意見交換、今後のスケジュール確認）

## 2 改定計画の特徴（案）

「高齢者の医療の確保に関する法律」及び令和5年7月に一部改正された国の「医療費適正化に関する施策についての基本的な方針」の趣旨を踏まえ、医療に要する費用が過度に増大しないよう医療費の適正化に向けた取組を推進する。

人口構成の変化や医療費の現状等を踏まえつつ、県民の健康の保持の推進や、医療の効率的な提供の推進に向け、計画の目標や取組を設定（次頁）。

## 4 その他報告事項

## 3 改定計画の主な内容（案）

**第1章 計画の位置づけ****第2章 医療に要する費用等の状況****第3章 計画の目標と取組****項目1：県民の健康の保持の推進に関すること**

目標の中核である特定健康診査及び特定保健指導の実施率については、県全体の目標に加えて、各医療保険者ごとの目標を引き続き設定

**項目2：医療の効率的な提供の推進に関すること**

医薬品の適正使用の推進や後発医薬品等の使用促進

**第4章 その他医療費適正化の推進のために必要と認める事項****第5章 計画期間における医療に要する費用の見込み**

## 4 主な数値目標

項目	現状		目標	
	対象年度	実施率	対象年度	実施率
特定健康診査	令和3年度	51.5%	令和11年度	70.0%
特定保健指導	令和3年度	26.5%	令和11年度	45.0%

## 4 その他報告事項

## 宮崎県高齢者保健福祉計画（第10次県高齢者保健福祉計画・第9期県介護保険事業支援計画・第2次県認知症施策推進計画）の素案について

長寿介護課

## 1 計画改定に係るこれまでの対応

令和5年2月 第1回高齢者サービス総合調整推進会議（計画改定の概要報告）

10月 市町村個別ヒアリング

第2回高齢者サービス総合調整推進会議（素案に係る意見聴取）

11月 圏域調整会議（計画で定める施設定員総数等に関する意見交換）

## 2 改定計画の特徴（案）

後期高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれており、中長期的に、地域の実情に応じた取組を展開するため、以下の2つの視点を新たに追加。

**【医療・介護連携の強化】**

医療と介護双方のニーズを有する高齢者の増加が見込まれることから、在宅医療の体制整備等の取組を推進する。

**【介護現場の生産性向上の推進】**

限られた人材の中で質の高い介護サービスを提供するため、介護現場の生産性向上に向けた業務改善等の取組を推進する。

## 4 その他報告事項

## 3 改定計画の主な内容（案）

- I 総論 **第1章 計画策定に当たって**  
**第2章 高齢化等の状況**  
**第3章 計画の基本的な考え方**

- II 各論 **第1章 高齢者が活躍する社会の推進**  
**第2章 地域包括ケアシステムの体制整備**
- 医療と介護の連携
    - ・ 在宅医療の積極的な役割を担う医療機関・拠点の設定
    - ・ 地域リハビリテーション提供体制の構築
  - 第3章 認知症施策の総合的な推進**
  - 第4章 介護サービス基盤の充実**
  - 第5章 介護人材の確保・定着、介護現場の生産性向上の推進**
  - 総合的な介護人材確保対策
    - ・ 市町村の介護人材確保等に向けた取組支援
  - 介護現場における生産性向上の推進
    - ・ 生産性向上に向けた取組について包括的に相談に応じ助言を行う相談体制の構築

## 4 主な数値目標

取組目標	現況	目標
地域ケア会議で抽出した地域課題を基に、具体的なサービス創出等に取り組む市町村数	0市町村 (令和4年度末)	3市町村 (令和8年度末)
介護職員数	21,730人 (令和3年度)	集計中 (令和22年度)
介護ロボット又はICTを導入している介護保険施設の割合	80.6% (令和5年度)	100% (令和8年度末)

## 4 その他報告事項

## 宮崎県障がい者計画（第5次）の素案について

障がい福祉課

## 1 計画改定に係るこれまでの対応

令和5年6月 障がい者関係団体への意見聴取（5/31～6/30）

7月 障がい者アンケート調査（7/21～8/31）

9月 庁内関係各課検討会書面開催

（9/6～10/2、計画素案の意見交換）

10月 宮崎県障害者施策推進協議会開催（10/23、計画素案の意見聴取）

## 2 改定計画の特徴（案）

- ・ 宮崎県障がい者計画（第5次）においても、引き続き「障がいのあるなしによって分け隔てられることなく地域でともに生きる社会づくり」を基本目標として設定。
- ・ 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の制定に伴い、ICT（情報通信技術）機器の利活用等を支援する人材育成の追加、失語症者向け意思疎通支援の成果目標新設など障がい者の情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進を追加。
- ・ 国の「難聴児の早期発見・早期療養推進のための基本方針」に基づき、難聴児の早期発見・早期療養に係る施策の総合的な推進を追加。



## 4 その他報告事項

## 3 改定計画の主な内容（案）

## ◎はじめに

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の対象
- 3 計画の位置付け
- 4 計画の期間

## 第1章 総論

- 1 障がい者の現状
- 2 基本理念等
- 3 推進体制
- 4 施策の体系

## 第2章 各論

## 第1節 啓発・広報

- 1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
- 2 啓発・広報活動の推進

## 第2節 生活支援

- 1 地域における相談支援及び意思決定支援の充実
- 2 在宅サービス等の充実
- 3 スポーツ、文化芸術活動の振興
- 4 福祉用具の普及促進と利用支援等

## 第3節 教育・育成

- 1 障がい児支援・育成施策の充実
- 2 インクルーシブ教育システム（障がい者を包容する教育制度）の構築
- 3 教育指導の充実
- 4 教育環境の整備

## 第4節 保健・医療

- 1 障がいの原因となる傷病の予防、早期発見、治療の推進
- 2 医療サービスの充実
- 3 精神保健対策の推進
- 4 難病患者等への施策の推進
- 5 福祉・保健・介護・医療の連携

## 第5節 雇用・就業、経済的自立の支援

- 1 一般就労支援施策の充実
- 2 一般就労が困難な障がい者への就労支援
- 3 経済的自立の支援

## 第6節 情報・コミュニケーション

- 1 意思疎通支援の充実
- 2 情報取得・利用のしやすさの推進
- 3 情報提供の充実

## 第7節 生活・環境

- 1 人にやさしい福祉のまちづくり
- 2 宿泊施設等のアクセシビリティ向上
- 3 防災・防犯対策等の充実

## 第8節 福祉を支える人づくり

- 1 専門職種の養成・確保
- 2 NPO・ボランティア活動の推進

## 第9節 行政サービス等における配慮

- 1 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等
- 2 選挙等における配慮等
- 3 司法手続等における配慮等

## 4 主な数値目標

	項目	現状	目標（第4次計画）	目標（第5次計画）
①	県民の障がい者への理解と認識 「以前よりは深まったがまだ不十分」、「深まっていない」の合計	37.8% (令和5年度)	30%以下 (令和5年度)	30%以下 (令和10年度)
②	「障がいがあることにより不当な扱いや不快感を受けたことがある」と回答した人の割合	20.5% (令和5年度)	20%以下 (令和5年度)	10%以下 (令和10年度)

## 4 その他報告事項

第7期宮崎県障がい福祉計画（第3期宮崎県障がい児福祉計画）の素案について  
障がい福祉課

## 1 計画改定に係るこれまでの対応

- 令和5年7月 障害福祉サービス事業所へのアンケート調査①（7/19～7/30）  
8月 計画策定に係る市町村説明会開催（8/7）  
障害福祉サービス事業所へのアンケート調査②（8/25～9/15）  
10月 宮崎県障害者施策推進協議会開催  
（10/23、計画素案の意見聴取）  
市町村に対するヒアリングの実施  
（10/20～11/2、サービス見込量等）

## 2 改定計画の特徴（案）

- ・ 共生社会の実現に寄与することを目指し、引き続き、施設入所等から地域生活への移行を推進。
- ・ 医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置に係る数値目標を見直し。
- ・ 地域における相談支援の中核的機関である「基幹相談支援センター」の設置促進及び機能強化に関する数値目標を追加。
- ・ 障害者総合支援法の改正により創設された、新サービス（就労選択支援）の必要見込量を設定。

## 4 その他報告事項

## 3 改定計画の主な内容（案）

## 1 本計画の基本理念等

## 2 令和8年度の数値目標の設定

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- (5) 障がい児支援の提供体制の整備等
- (6) 相談支援体制の充実・強化等
- (7) 障害福祉サービス等の質の向上

## 3 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援、指定計画相談支援及び障がい児支援の必要見込量並びにその確保のための方策

- (1) 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援、指定計画相談支援及び障がい児支援の種類ごとの必要な量の見込み
- (2) 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援、指定計画相談支援及び障がい児支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

## 4 指定障害福祉サービス等の従事者の確保及び資質の向上のために講ずる措置

- (1) サービス提供に係る人材の研修
- (2) 指定障害福祉サービス等の事業者に対する第三者の評価
- (3) 障がい者等に対する虐待の防止

## 4 主な数値目標

項目	現状		目標	
	対象年度	実績値	対象年度	目標値
施設入所からグループホーム等への移行者数	令和3年度～令和4年度	37人	令和6年度～令和8年度	96人
医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置数	令和4年度末	県1箇所 10市町	令和8年度末	県1箇所 全市町村
基幹相談支援センターを設置する市町村数	令和4年度末	21市町村	令和8年度末	全市町村

## 5 障がい者の安全・安心の確保及び生活の質の向上にするための取組

- (1) 障がい者等に対する虐待の防止（再掲）
- (2) 意思決定支援の促進
- (3) 障がい者等の文化芸術活動支援による社会参加等の促進
- (4) 障がいを理由とする差別の解消の促進
- (5) 施設等における防犯・防災対策の強化・充実
- (6) 共生型サービスへの積極的な対応促進
- (7) 障害福祉サービス等の情報公表制度の活用

## 6 県地域生活支援事業の実施に関する事項

- (1) 専門性の高い相談支援事業
- (2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業
- (3) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業
- (4) 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整業務
- (5) 広域的な支援事業

## 7 県障がい福祉計画の達成状況の点検及び評価

## 4 その他報告事項

## 宮崎県発達障がい者支援計画の素案について

障がい福祉課

## 1 計画改定に係るこれまでの対応

令和5年10月 宮崎県発達障がい者支援地域協議会開催  
(10/18、計画素案の意見聴取)  
発達障がい当事者と保護者へのアンケート調査  
宮崎県障がい者施策推進協議会開催  
(10/23、計画素案の報告)

## 2 改定計画の特徴（案）

- ・ 児童発達支援センターを地域における障がい児支援の中核的役割を担う機関として位置づけ、地域の障害児通所支援事業所等への指導・助言・研修等の機能強化を明記。
- ・ 乳幼児期、学齢期、成人期の各ライフステージの移行期において支援が途切れないよう、「ライフステージを通じた一貫した支援」の項目を追加。

## 4 その他報告事項

## 3 改定計画の主な内容（案）

## I はじめに

- 1 策定の趣旨等
- 2 計画の期間
- 3 計画の対象とする発達障がい・発達障がい者

## II 総論

- 1 基本理念
- 2 基本方針
- 3 計画の位置付け、基本目標
- 4 計画の策定方法

## III 支援の現状・課題と今後の対応

1 全てのライフステージを通じた取組

- (1) 早期発見・早期支援
- (2) 発達障害者支援センターの機能強化
- (3) 初診待ち、相談待ちの解消
- (4) ライフステージを通じた一貫した支援

2 乳幼児期の取組

- (1) 1歳6か月児・3歳児健診における気づき
- (2) 保護者における気づき
- (3) 保育所・幼稚園・認定こども園等における気づき
- (4) 学齢期へのつなぎ

3 学齢期の取組

- (1) 支援体制の整備
- (2) 教員の指導力の向上
- (3) 学校外での支援ネットワークの充実
- (4) 不登校や二次障がいなどに対する対応

4 成人期の取組

- (1) 就労支援ネットワークの充実
- (2) 企業の理解促進
- (3) 生活支援の充実
- (4) 職場における気づき

## 4 主な数値目標

	項目	現 状	目標（現行計画）	目標（改定計画）
①	「育てにくさ」を感じる保護者のうち、相談先を知っているなど、何らかの解決策を認識している保護者の割合	82.5% (令和3年度)	95% (令和5年度)	95% (令和10年度)
②	発達障がいへの理解があると思う県民の割合	74.3% (令和4年度)	50% (令和5年度)	80% (令和10年度)

## 4 その他報告事項

## 健康みやざき行動計画 2 1（第3次）の素案について

健康増進課

## 1 計画改定に係るこれまでの対応

令和5年5月 第1回県民健康・栄養調査解析・評価検討会  
（現計画評価案・骨子案検討）

6月 第1回宮崎県健康づくり推進協議会（現計画評価案・骨子案検討）

6月～10月 県民健康・栄養調査解析・評価検討会解析部会（調査結果分析）

10月 第2回県民健康・栄養調査解析・評価検討会  
（現計画評価、素案検討）

11月 第2回宮崎県健康づくり推進協議会（現計画評価、素案検討）

## 2 改定計画の特徴（案）

健康増進法及び令和5年5月に改定された国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本方針の趣旨を踏まえ、「健康長寿の延伸及び健康格差の縮小」を目指し、関係機関と連携しながら、総合的かつ計画的な健康づくりの推進を図る。

本県の健康増進に関する状況や県民健康・栄養調査結果を踏まえ、個人の行動と健康状態の改善、社会環境の質の向上、ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりに関する目標設定と施策の方向を記載。

## 4 その他報告事項

## 3 改定計画の主な内容（案）

## 第1章 計画の策定にあたって

県民健康・栄養調査結果：栄養・食生活、身体活動・運動等、生活習慣に関する項目は変わらない又は悪化が多い。

**第2章 目標の設定と施策の方向****1 個人の行動と健康状態の改善****2 社会環境の質の向上**

- ①社会のつながりと健康の関連についての情報発信や地域・職域連携推進事業等におけるメンタルヘルス対策の追加
- ②産学官連携による食環境づくり対策や運動しやすい環境づくり対策の追加
- ③健康経営の取組強化、バランスのとれた食事を提供する施設等増加対策の追加

**3 ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり**

生涯の各段階における健康課題解決のための取組強化

## 第3章 計画の推進体制

## 4 主な数値目標

項目	現状	目標
健康寿命（日常生活に制限のない期間）の平均	男性 73.30年（令和元年） 女性 76.71年（令和元年）	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加（令和16年）
野菜摂取量の平均値	236 g（令和4年度）	350 g（令和16年度）
1日の歩数の平均値（20～64歳）	男性 6,240歩（令和4年度） 女性 5,410歩（令和4年度）	9,000歩（令和16年度） 8,500歩（令和16年度）
健康経営優良法人認定数	85（令和5年）	増加（令和17年）

## 4 その他報告事項

## 宮崎県歯科保健推進計画（第3期計画）の素案について

健康増進課

## 1 計画改定に係るこれまでの対応

令和5年6月 第1回宮崎県歯科保健推進協議会実務者会議  
（計画構成案の検討）

8月 第2回宮崎県歯科保健推進協議会実務者会議  
（計画指標項目及び目標の検討）

10月 第1回宮崎県歯科保健推進協議会  
（計画素案の検討）

## 2 改定計画の特徴（案）

歯科口腔保健の推進に関する法律及び令和5年10月に改定された国の「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（第二次）」（歯・口腔の健康づくりプラン）と前計画の達成度評価を踏まえ、歯・口腔に関する健康格差の縮小や健康で質の高い生活を確保するための口腔機能の獲得・維持・向上を図る取組を強化することとし、指標項目を設定。



## 4 その他報告事項

## 3 改定計画の主な内容（案）

## 第1章 計画策定の趣旨

## 第2章 前計画の指標項目と達成度評価

**第3章 分野別施策****1 ライフステージに応じた歯科保健対策の推進**

- ・乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期のライフステージごとの歯科保健対策の推進を図る

**2 支援が必要な方への歯科保健医療の推進**

- ・障がい児者や要介護者に対する在宅等における歯科診療の提供など、歯科保健医療の推進を図る

**第4章 歯科保健医療提供体制の充実****1 医科歯科連携を推進するために必要な体制の整備**

- ・糖尿病の生活習慣病を有する者やがん患者等に対する口腔ケアの推進など医科歯科連携の推進を図る

**2 災害時の歯科保健医療体制の整備**

- ・被災者の誤嚥性肺炎等の二次的な健康被害を予防するため、平時からの県民への啓発や関係者向け研修等を行う

**3 歯科口腔保健を担う人材の確保**

- ・歯科衛生士、歯科技工士など歯科口腔保健を担う人材の養成・確保を図る

## 第5章 計画の推進体制

## 1 総合的な歯科保健対策の推進

## 2 調査の実施及び活用等

## 3 県民への情報提供

## 4 主な数値目標

項目	現状	目標
定期的に歯科健診に行っている者の割合	51.1%（令和4年度）	65%（令和11年度）
在宅歯科診療を行っている歯科医療機関の割合	27.3%（令和4年度）	40%（令和11年度）

## 4 その他報告事項

## 宮崎県がん対策推進計画（第4期計画）の素案について

健康増進課

## 1 計画改定に係るこれまでの対応

令和5年6月	宮崎県がん対策審議会	（計画改定の概要報告）
10月	宮崎県がん対策審議会	（計画素案の意見聴取）

## 2 改定計画の特徴（案）

がん対策基本法及び令和5年3月に改定された国のがん対策推進基本計画の趣旨を踏まえ、「誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての県民とがんの克服を目指す」を全体目標とし、関係機関と連携しながら、総合的かつ計画的ながん対策の推進を図る。

本県におけるがんによる死亡・がん罹患の状況等を踏まえ、第3期計画に引き続き、「がん予防」、「がん医療」及び「がんとの共生」の分野別目標を設定（次頁）。

## 4 その他報告事項

## 3 改定計画の主な内容（案）

**第1章 計画の策定にあたって****第2章 宮崎県におけるがんによる死亡・がん罹患の状況**

① 死亡の状況：がんは死亡原因の第1位であり、約4人に1人ががんで亡くなっている

② 罹患の状況：令和元年にがんと診断された人は8,471人で、部位別では、男性は前立腺、女性は乳房の罹患が一番多い

**第3章 全体目標と分野別目標****第4章 分野別施策****1 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実**

国の基本計画に合わせて、がん検診受診率の目標を50%から60%に引き上げ

**2 患者本位で持続可能ながん医療の提供****3 がんとともに尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築**

アピランスケア※に関する患者支援の充実に向けた取組の追加

（※ 外見の変化を補完し、外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケア）

**4 これらを支える基盤の整備**

外部講師の活用促進による、学校におけるがん教育の充実

**第5章 がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項**

## 4 主な数値目標

主な指標		現状		目標	全国値
がんの年齢調整罹患率（人口10万対）		356.0(令和元年)		全国平均を下回る(令和8年)	387.4
がんの75歳未満年齢調整死亡率（人口10万対）		73.0(令和3年)		全国平均を下回る(令和9年)	67.4
がん検診受診者の割合	肺がん	男性	54.5%(令和3年)	60%(令和10年)	53.2%
		女性	48.0%(令和3年)		46.4%
	子宮がん	女性	42.7%(令和3年)		43.6%
外部講師を活用してがん教育を実施した学校の割合		2.9%(令和3年度)		全国平均以上(令和10年度)	11.4%

## 4 その他報告事項

## 宮崎県循環器病対策推進計画の素案について

健康増進課

## 1 計画改定に係るこれまでの対応

令和5年6月 第1回宮崎県循環器病対策推進協議会開催  
(計画改定の概要報告)

10月 第2回宮崎県循環器病対策推進協議会開催  
(計画素案の意見聴取)

## 2 改定計画の特徴(案)

健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法及び令和5年3月に改定された国の基本計画を踏まえ、「健康寿命の延伸及び循環器病の年齢調整死亡率の減少」を目指し、関係機関と連携しながら、総合的かつ計画的な循環器病対策を推進。

本県の循環器病における状況や国の基本計画の改定項目を踏まえ、循環器病の予防や正しい知識の普及啓発並びに保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実を図る(次項)。

## 4 その他報告事項

## 3 改定計画の主な内容（案）

**第1章 計画の策定にあたって****第2章 宮崎県における循環器病の状況**

本県における循環器病の現状：心疾患と脳血管疾患を合わせた循環器病が全死亡原因の24.1%を占め、全国に比べて死亡原因に占める循環器病の割合が高い

**第3章 基本方針と全体目標****第4章 個別施策****①循環器病の予防や正しい知識の普及啓発**

県民公開講座の開催や企業との連携を通じた生活習慣病の改善に向けた普及啓発の強化

**②保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実**

脳卒中における医療圏の見直し

感染症拡大や災害時等の有事を見据えた対策の追加

心不全療養指導士・心臓リハビリテーション指導士をはじめとした多職種連携による循環器病患者支援

**③循環器病の研究推進への協力****第5章 循環器病対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項**

## 4 主な数値目標

主な指標	現状		目標		全国値
脳血管疾患の年齢調整死亡率 (人口10万対)	男性	42.2 (平成27年)	男性	減少 (令和11年)	男性 37.8
	女性	26.3 (平成27年)	女性	減少 (令和11年)	女性 21.0
心疾患の年齢調整死亡率 (人口10万対)	男性	71.0 (平成27年)	男性	減少 (令和11年)	男性 65.4
	女性	37.5 (平成27年)	女性	減少 (令和11年)	女性 34.2

## 4 その他報告事項

## 宮崎県感染症予防計画の素案について

感染症対策課

## 1 計画改定に係るこれまでの対応

- 令和5年5月 宮崎県感染症対策審議会（計画改定の概要審議）
- 6月 宮崎県感染症対策連携協議会（計画改定の概要協議）
- 8月 宮崎県感染症対策連携協議会（改定の方針、主な改定点など協議）  
宮崎県感染症対策審議会（改定の方針、主な改定点など審議）
- 9月 市町村説明会（改定の方針、主な改定点など説明）
- 10月 感染症医療提供体制に係るワーキンググループ（計画素案の意見聴取）
- 11月 宮崎県感染症対策連携協議会（計画素案の協議）  
宮崎県感染症対策審議会（計画素案の審議）

## 2 改定計画の特徴（案）

令和4年12月の感染症法改正に基づき、新たな感染症危機に備えるため、保健・医療提供体制に関する記載事項を充実するとともに、医療提供体制の確保等に係る目標を定め、新型コロナ対応時の最大規模の体制を目指す。

## 4 その他報告事項

## 3 改定計画の主な内容（案）

**第1 感染症対策の基本的な考え方**

- 感染症対策連携協議会を通じた関係機関間の連携強化

**第2 感染症の発生の予防のための施策**

- 全庁体制の構築、IHEAT要員の確保、外部委託等による保健所機能の維持

**第3 感染症のまん延防止のための施策****第4 地域における感染症に係る医療を提供する体制の確保**

- 入院、発熱外来等を担当する医療機関等との協定締結による医療提供体制の確保
- 宮崎市やDMAT等との連携強化等による円滑な入院調整体制の構築
- 外部委託や市町村との連携等による自宅療養者等への健康観察・生活支援

**第5 緊急時における対応**      **第6 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上の推進****第7 情報収集、調査及び研究、人材の養成及び資質の向上並びに知識の普及及び感染症の患者等の人権の尊重****第8 その他感染症の予防の推進に必要な施策**      **第9 感染症に係る医療を提供する体制の確保等に係る目標**

## 4 主な数値目標

項目	流行初期(初動対応:公表後1週間～3ヶ月)		流行初期以降(公表後3ヶ月～6ヶ月)	
	目標の目安	目標値(対象年度)	目標の目安	目標値(対象年度)
協定締結医療機関(入院)の確保病床数	☐第3波の最大入院者数(102名:R3.1)に対応する受入体制	<b>146床</b> (令和11年度)	☐対応で確保した最大体制 415床	<b>449床</b> (令和11年度)
協定締結医療機関(発熱外来)の機関数	☐発生約1年後(R2.12)の発熱外来患者数(最大303名)に対応可能な規模	<b>34機関</b> (令和11年度)	☐対応で確保した最大体制 447機関	<b>447機関</b> (令和11年度)

## 4 その他報告事項

## 宮崎県困難な問題を抱える女性への支援基本計画の素案について

こども家庭課

## 1 計画策定に係るこれまでの対応

令和5年7月 関係各課担当者会議（計画改定の概要報告）

10月 DV被害者保護支援ネットワーク会議＜全体会、地区別会議＞  
 11月 （計画素案の意見聴取）

## 2 策定計画の特徴（案）

令和4年5月に制定された困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づき、「一人ひとりの人権が尊重され、安心かつ自立して生活できる社会」を目指し、女性相談支援センター（旧女性相談所）等を中心とした関係機関による支援体制の充実や民間団体との連携強化等を図る。

令和4年度の「宮崎県県民意識調査」や女性相談支援センターの対応状況を踏まえ、4つの基本目標を設定（次頁）。

※ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づいて策定している「DV対策宮崎県基本計画」については、上記計画と関連が深いことから、両計画を一体のものとして策定する。



## 4 その他報告事項

## 3 策定計画の主な内容（案）

**第1章 計画の策定にあたって****第2章 支援に関する本県の現状****第3章 計画の基本的考え方****第4章 具体的施策の展開****基本目標Ⅰ：困難な問題を抱える女性等が自立して生活できる社会づくり**

困難な問題を抱える女性等への支援窓口等の周知や社会づくりのための教育啓発の推進

**基本目標Ⅱ：安心して相談できる体制づくり**

人材育成・研修による相談体制の充実、関係機関における相談体制の充実

**基本目標Ⅲ：迅速、安全かつニーズに応じた保護**

様々なニーズに対応した一時保護、保護命令制度に対する適切な対応、同伴児童等への支援

**基本目標Ⅳ：自立の支援**

自立支援の充実

**第5章 支援に関わる団体・機関等**

## 4 主な数値目標

項目	現状		目標	
	対象年度	目標値	対象年度	目標値
DV被害者等がどこ（だれ）にも相談しなかった割合（単位：％）	令和4年度	41	令和10年度	25
市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置数（単位：市町村）	令和4年度	0	令和10年度	3
女性相談支援センターの一時保護委託契約施設数（単位：施設）	令和4年度	5	令和10年度	10

## 4 その他報告事項

## 国民健康保険普通調整交付金の過大交付に伴う返還について

国民健康保険課

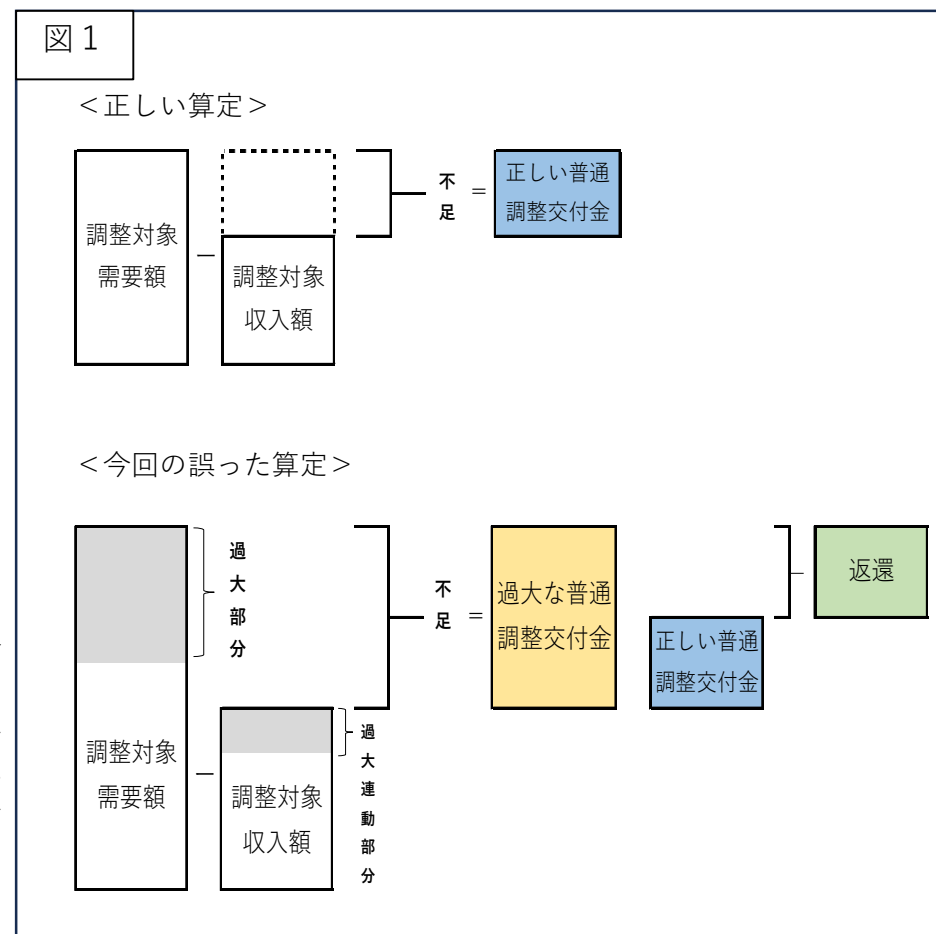
## 1 概要

昨年度の会計検査院の实地検査において、令和2年度から3年度にかけて国から県に交付された国民健康保険普通調整交付金（※）が過大となっていることが指摘されたもの。

※ 国民健康保険普通調整交付金  
 = 調整対象需要額（保険税で賄うべき医療費の額）  
 - 調整対象収入額（確保すべき保険税額）

## 2 過大交付の原因

県は市町村が作成した基礎資料の審査・集計をした上で、国に対して普通調整交付金を申請する。指摘のあった年度については、えびの市他5市町の基礎資料に数値の誤りがあったが、県がそれを把握できず、過大な額で交付申請を行ったもの。



## 4 その他報告事項

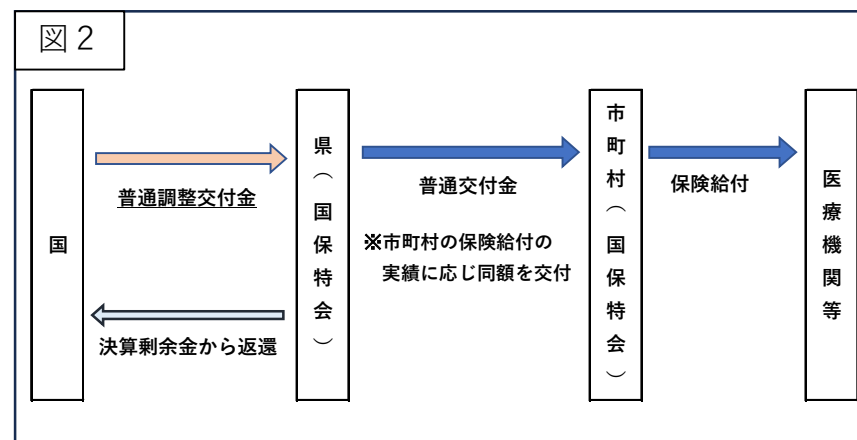
## 3 過大交付額

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	計
修正前(A)	9,386,454	9,150,454	18,536,908
修正後(B)	9,004,883	8,771,530	17,776,413
過大交付額(A-B)	381,571	378,924	760,495

## 4 返還等について

- 令和5年度中に返還予定。なお、返還に伴う市町村から県への追加納付や保険税の追加徴収は発生しない。
- 再発防止のため、申請システムに入力誤り対策機能を搭載する予定であり、また、申請前に市町村担当者向け説明会を開催し、注意事項を徹底する。



## 4 その他報告事項

## 令和4年度宮崎県ひとり親世帯生活実態調査結果について

こども家庭課

## 1. 調査概要

## (1) 目的

県内における母子世帯及び父子世帯（以下「ひとり親世帯」という。）の生活の状況等を調査し、より実態に即した福祉施策を推進するための基礎資料を得ることを目的として実施。

## (2) 調査方法

無作為に抽出した世帯に対して調査票を郵送し、郵送又はオンラインによる回答により調査を実施した。

## (3) 調査基準日

令和4年10月1日

## (4) 調査期間

令和4年12月8日から12月26日まで

## (5) 回答数

	配布数	有効回答数	回答率
母子世帯	3,268世帯	1,128世帯	34.5%
父子世帯	1,232世帯	409世帯	33.2%
合計	4,500世帯	1,537世帯	34.2%

## 4 その他報告事項

## 令和4年度宮崎県ひとり親世帯生活実態調査結果について

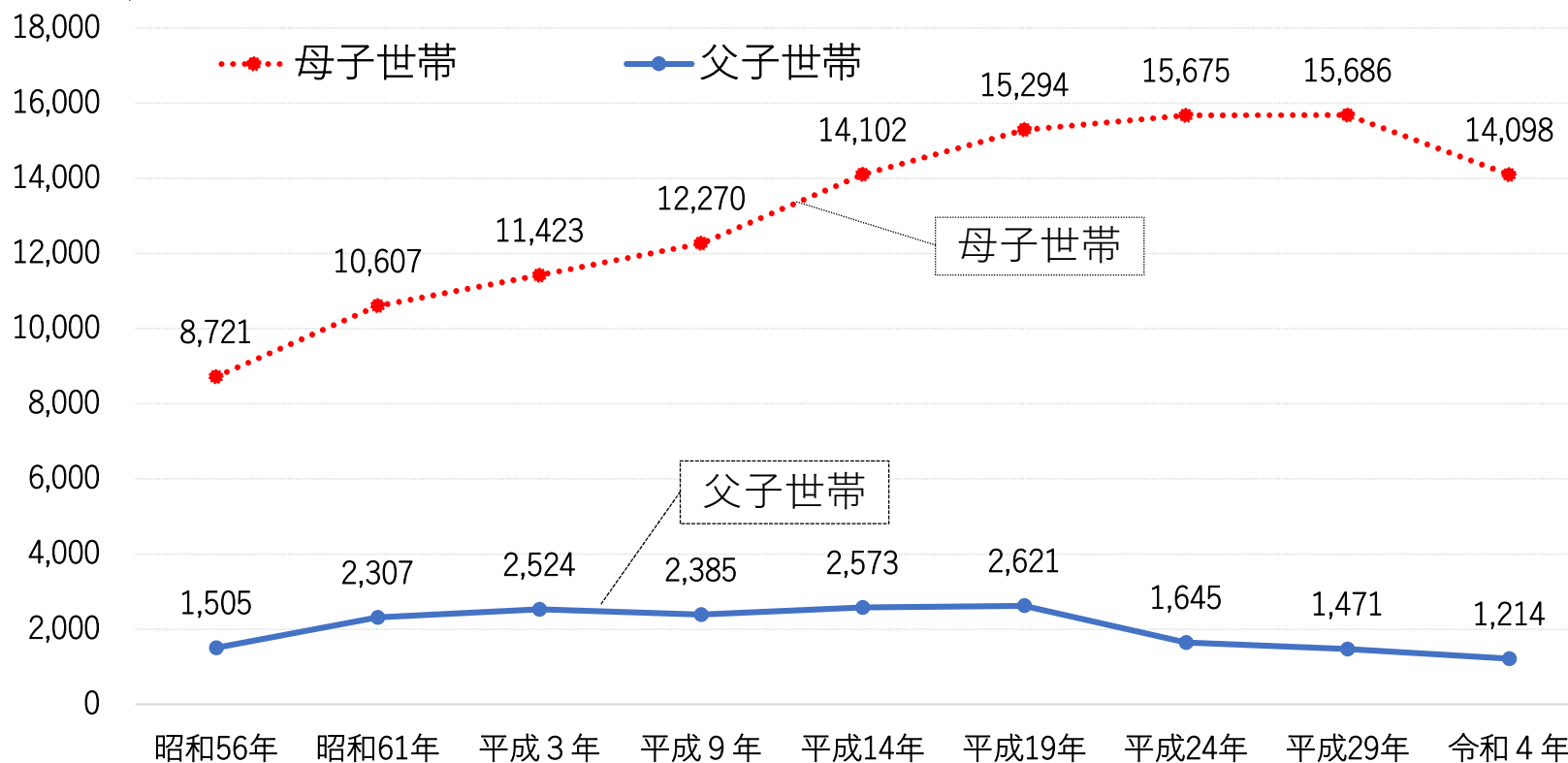
こども家庭課

## 2. 調査結果

## (1) ひとり親世帯数（推計値）の動向

- ・ 母子世帯数は14,098世帯であり、前回調査時から1,588世帯減少している。
- ・ 父子世帯数は1,214世帯であり、前回調査時から257世帯減少している。

(推計世帯数)



## 4 その他報告事項

## 令和4年度宮崎県ひとり親世帯生活実態調査結果について

こども家庭課

## (2) ひとり親世帯となった理由

- ・ 母子世帯では、「離婚」の割合が81.0%で最も高く、次いで「未婚」の割合が10.4%、「死別」の割合が5.7%となっている。
- ・ 父子世帯では、「離婚」の割合が79.2%で最も高く、次いで「死別」の割合が14.0%、「配偶者障がい」の割合が3.4%となっている。

		離婚	死別	行方不明・遺棄	配偶者障がい	未婚	その他	無回答
母子世帯	<b>R4 (1,128)</b>	<b>81.0%</b>	<b>5.7%</b>	<b>0.4%</b>	<b>0.4%</b>	<b>10.4%</b>	<b>0.9%</b>	<b>1.2%</b>
	<参考> <b>H29</b>	<b>80.0%</b>	<b>6.6%</b>	<b>0.3%</b>	<b>0.6%</b>	<b>10.1%</b>	<b>0.6%</b>	<b>1.7%</b>
父子世帯	<b>R4 (409)</b>	<b>79.2%</b>	<b>14.0%</b>	<b>0.7%</b>	<b>3.4%</b>	<b>0.2%</b>	<b>1.2%</b>	<b>1.2%</b>
	<参考> <b>H29</b>	<b>81.6%</b>	<b>11.9%</b>	<b>0.2%</b>	<b>4.0%</b>	<b>0.9%</b>	<b>0.4%</b>	<b>0.9%</b>

※ ( )内の数値は、有効回答数を表している。

## 4 その他報告事項

## 令和4年度宮崎県ひとり親世帯生活実態調査結果について

こども家庭課

## (3) ひとり親世帯の就業形態

- ・ 母子世帯では、「正社員」の割合が46.9%と最も高く、次いで「パート・アルバイト」の割合が33.7%となっている。
- ・ 父子世帯では、「正社員」の割合が58.4%と最も高く、次いで「自営業」の割合が23.5%となっている。

		正社員	派遣社員	パート・アルバイト等	自営業	その他	無職	無回答
母子世帯	R4 (1,128)	46.9%	2.9%	33.7%	6.6%	2.5%	6.6%	0.9%
	<参考> H29	42.5%	3.7%	38.1%	4.8%	1.9%	7.5%	1.4%
父子世帯	R4 (409)	58.4%	0.7%	8.3%	23.5%	2.2%	6.1%	0.7%
	<参考> H29	59.9%	1.8%	8.5%	23.1%	0.4%	5.2%	1.1%

※ ( )内の数値は、有効回答数を表している。

## 4 その他報告事項

## 令和4年度宮崎県ひとり親世帯生活実態調査結果について

こども家庭課

## (4) ひとり親世帯全体の平均月収

- ・ 母子世帯では、「20万円未満の世帯」が、全体の71.9%の割合を占めている。
- ・ 父子世帯では、「20万円未満の世帯」が、全体の45.2%の割合となっている。

